

第127回 定時株主総会招集ご通知

日時：2026年6月17日（水曜日）

午前10時

場所：東京都中央区日本橋蛸殻町

二丁目1番1号

ロイヤルパークホテル2階「有明」

目次

第127回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 7名選任の件	6
第3号議案 監査等委員である取締役 4名選任の件	14
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） の報酬等の額改定の件	22
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の 額改定の件	23
事業報告	24
連結計算書類	41

証券コード 4997
2026年5月27日
(電子提供措置の開始日2026年5月15日)

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目19番8号
日本農薬株式会社
代表取締役社長 岩田浩幸

第127回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第127回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）については、後記「4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」に掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスいただき、ご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、いずれかの方法で議決権の行使をお願い申し上げます。各議案の内容は、後記「4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」に掲載の株主総会参考書類のとおりでございますので、同書類をご検討くださいます。後述のご案内に従って、2026年6月16日（火曜日）午後5時25分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月17日（水曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル 2階 「有明」
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第127期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第127期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
 - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件
 - 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト

項番	ウェブサイト名およびURL	アクセス方法
1	当社ウェブサイト (「IR」「株式情報」「株主総会」) https://www.nichino.co.jp/ir/page_10094.html	「第127回定時株主総会」をご覧ください。
2	上場会社情報サービス (東京証券取引所) https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show	銘柄名(会社名)または証券コードを入力・検索し、基本情報、縦覧書類/PR情報を選択ください。
3	株主総会ポータル® (三井住友信託銀行) https://www.soukai-portal.net	同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ID・初期パスワードをご入力ください。

5. 招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名に委任することができます。この場合代理人ご本人の議決権行使書用紙とともに、①代理権を証する書面(委任状)、および②株主様ご本人様確認書類(議決権行使書用紙、委任状に押印された印鑑の印鑑証明書またはパスポート、運転免許証もしくは各種健康保険証の写しその他の株主様ご本人様による委任であることを確認できる資料)をご提出ください。
- (2) 株主様にご送付している書面(第127回定時株主総会招集ご通知)は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令および当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ・事業報告のうち「主要な事業内容」、「主要な営業所、研究所、工場」、「主要な借入先」、「責任限定契約の内容の概要」、「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」、「社外役員に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況」、「会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について」および「その他企業集団の現況に関する重要な事項」
 - ・連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ・計算書類
 - ・監査報告書(「連結計算書類に係る会計監査報告」、「計算書類に係る会計監査報告」、「監査等委員会の監査報告」)
- (3) その他の招集にあたっての決定事項は、3ページの「6. 議決権の行使についてのご案内」をご参照ください。

6. 議決権の行使についてのご案内

▶ 株主総会に当日ご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時	2026年6月17日（水曜日）午前10時
----------	----------------------

▶ 株主総会に当日ご出席されない方は、インターネット等または郵送でご行使ください

■ インターネット等による 議決権行使

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。



行使期限	2026年6月16日（火曜日）午後5時25分
------	------------------------

■ 郵送による 議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書による方法で各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については「賛」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限	2026年6月16日（火曜日）午後5時25分
------	------------------------

- ・一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- ・インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

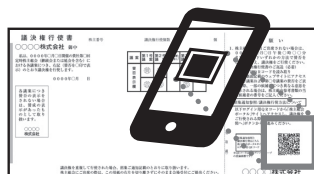
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎本株主総会の模様につきましては、開催日より1週間程度後を目処にインターネット上の当社ウェブサイト (https://www.nichino.co.jp/ir/page_10094.html) に動画を掲載する予定としております。

インターネット等による 議決権行使方法のご案内

行使期限
2026年6月16日(火)
午後5時25分まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。▶ <https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 9時~21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、長期的な観点に立ち、事業収益の拡大と財務体質の強化を図ることによって企業価値の向上に努め、株主の皆様に対して安定的かつ継続的な利益配当を行うことを基本方針としております。

中期経営計画「Growing Global for Sustainability (GGS)」においては、累進配当を基本とし、配当性向40%を目安に配当を行うことを配当方針としております。

以上の方針と当期の業績を踏まえ、第127期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金24円 総額1,890,510,984円

なお、年間配当金につきましては、中間期に1株につき12円を配当させていただきましたので、合わせて年間1株につき36円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月18日（木曜日）

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

現任の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名は本定時株主総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、取締役会の任意の諮問機関であり過半数が独立役員で構成されるガバナンス委員会による答申を踏まえ、取締役会において決定しております。また、本議案について監査等委員会において審議が行われましたが指摘するべき点は無いとの見解表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の地位および担当等	属性				取締役会出席率
1	いわた ひろゆき 岩田 浩幸	代表取締役社長	再任	男性			100% (17回/17回)
2	とみやす はるひこ 富安 治彦	取締役	再任	男性			100% (17回/17回)
3	たかはし しろう 高橋 史郎	常務執行役員 経営企画本部長、 管理本部長、特命事項担当	新任	男性			—
4	しが ようじ 志賀 洋二	—	新任	男性			—
5	なかた こ 中田ちず子	取締役	再任	社外	独立	女性	100% (17回/17回)
6	まつもと のぼる 松本 昇	取締役	再任	社外	独立	男性	100% (17回/17回)
7	やまな しよ 山名 群	取締役	再任	社外	独立	女性	100% (17回/17回)

新任	新任候補者	再任	再任候補者	社外	社外取締役候補者	独立	証券取引所等の定めに基づく独立役員
男性	男性	女性	女性				

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p>いわた ひろゆき 岩田 浩幸 1963年11月3日生</p> <p>取締役会出席率 100% (17回/17回)</p>	<p>1986年 4月 当社入社 2013年12月 営業本部第一営業部長 2016年 8月 海外営業本部長付専任部長 2016年12月 執行役員、海外営業本部副本部長 兼海外営業本部アジア営業部長 2017年12月 執行役員、海外営業本部長 2018年12月 当社取締役兼上席執行役員、海外営業本部長 2020年 6月 取締役兼上席執行役員、経営企画本部長 2021年 6月 取締役兼上席執行役員、経営企画本部長、 海外営業本部管掌 2022年 6月 代表取締役社長（現任）</p>	33,911株
再任			
男性		<p>【取締役候補者とした理由】 岩田浩幸氏は、当社の研究開発部門、国内営業部門（技術普及部門を含みます。）および海外営業部門で培った幅広い経験と知識を有しております。2018年からは当社取締役に就任し、経営企画本部長として中期経営計画の立案および推進に取り組みました。2022年からは当社代表取締役社長に就任し、ビジョン実現のための成長戦略の推進に取り組んでおります。これらの経験および実績を活かし、引き続き企業経営者として今後の当社のグループ経営の舵取りを期待しているためであります。</p>	
		<p>【その他取締役候補者に関する特記事項】 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。</p>	

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2 再任 男性	とみ やす はる ひこ 富 安 治 彦 1956年7月7日生 取締役会出席率 100% (17回/17回)	1979年 4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行 2005年 7月 株式会社みずほ銀行管理部長 2007年 6月 株式会社A D E K A常勤監査役 2009年 6月 同社取締役兼執行役員、法務・広報部担当 兼財務・経理部担当兼内部統制推進委員長 2009年12月 当社監査役 2014年 6月 株式会社A D E K A取締役兼常務執行役員、人 事部担当兼財務・経理部担当兼情報システム部 担当兼内部統制推進委員長 2018年 6月 同社取締役兼専務執行役員社長補佐 秘書室担当兼人事部担当兼購買・物流部担当 兼内部統制推進委員長 2020年 6月 当社取締役、監査等委員 株式会社A D E K A代表取締役兼専務執行役員 社長補佐秘書室担当兼人事部担当兼購買・物流 部担当兼内部統制推進委員長（現任） 2023年 6月 当社取締役（現任）	一株
<p>【取締役候補者とした理由】 富安治彦氏は、当社の親会社である株式会社A D E K Aの代表取締役兼専務執行役員として同社の経営に携わってきました。企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、これまで当社の経営全般にわたる意見、助言等をいただくことで、当社の取締役会の活性化に貢献いただけてきました。今後は、代表取締役副社長として、当社経営の円滑な推進および経営体制の強化に貢献いただくことを期待し、選任をお願いするものであります。</p>			
<p>【その他取締役候補者に関する特記事項】 同氏と当社間に特別な利害関係はありません。 なお、同氏は、略歴、地位、担当および重要な兼職の状況に記載のとおり、過去10年間かつ現在に至るまで、当社の親会社である株式会社A D E K Aの業務執行者であります。</p>			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3 新任 男性	高橋史郎 1964年2月24日生	1986年4月 当社入社 2008年12月 管理本部人事部長 2014年12月 株式会社ニチノサービス（当社子会社） 常務取締役 2016年12月 当社執行役員 管理本部副本部長 兼 管理本部人事部長 2017年12月 執行役員 管理本部副本部長 兼 管理本部総務・法務部長 2018年8月 執行役員 管理本部副本部長 2018年12月 当社執行役員 株式会社ニチノ緑化（当社子会社） 代表取締役社長 2020年6月 当社上席執行役員 株式会社ニチノ緑化 代表取締役社長 2022年6月 当社上席執行役員 経営企画本部長 2024年6月 常務執行役員 経営企画本部長、 管理本部長、 特命事項担当（現任）	20,180株
<p>【取締役候補者とした理由】 高橋史郎氏は、当社の管理本部で培った幅広い経験と知識を有しております。2018年からは子会社である株式会社ニチノ緑化において代表取締役社長として経営に携わり、事業運営、組織マネジメントに関して豊富な経験と実績を有しております。これらの経験および実績を活かし、取締役会の活性化に貢献することを期待しているためであります。</p>			
<p>【その他取締役候補者に関する特記事項】 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。</p>			

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4 新任	志賀洋二 1962年8月3日生	1985年4月 株式会社A D E K A入社 2006年6月 同社財務・経理部長 2014年6月 同社執行役員財務・経理部長 2018年6月 同社取締役兼執行役員財務・経理部長 2022年6月 同社取締役兼執行役員財務・経理部、情報システム部、デジタル化業務改革推進部担当 2024年4月 同社取締役兼執行役員財務・経理部、情報システム部担当 2025年6月 同社取締役兼常務執行役員財務・経理部、情報システム部担当（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社A D E K A 取締役兼常務執行役員財務・経理部、情報システム部担当	一株
男性	<p>【取締役候補者とした理由】 志賀洋二氏は、当社の親会社である株式会社A D E K Aの取締役兼常務執行役員であり、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営全般にわたる意見、助言等をいただくことで、当社の取締役会の活性化に貢献いただくことを期待し、選任をお願いするものであります。</p> <p>【責任限定契約】 同氏の取締役としての選任が承認された場合、法令で定める額を限度額として会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。</p> <p>【その他取締役候補者に関する特記事項】 同氏と当社間に特別な利害関係はありません。 なお、同氏は、略歴、地位、担当および重要な兼職の状況に記載のとおり、過去10年間かつ現在に至るまで、当社の親会社である株式会社A D E K Aの業務執行者であります。</p>		

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	中田 ちず子 1956年9月29日生 取締役会出席率 100% (17回/17回)	1981年11月 クーパース・アンド・ライブランド会計事務所 入所 1984年3月 中田公認会計士事務所設立（現任） 1996年7月 有限会社中田ビジネスコンサルティング（現株 式会社中田ビジネスコンサルティング）設立、 代表取締役（現任） 2015年12月 当社監査役 2020年6月 当社取締役、監査等委員 2025年6月 当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 公認会計士 税理士 株式会社中田ビジネスコンサルティング 代表取締役	一株
再任	【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】		
社外	中田ちず子氏は、公認会計士としての長年の経験を通じて培われた会社経営に関する幅広い知識と見識を有しており、客観的な立場から当社の経営全般にわたる有益な意見、助言等をいただいております。また、同氏は2025年6月より当社取締役会の議長を務めており、独立した立場から取締役会の議事運営を主導し、建設的な議論を促進することで、取締役会の実効性向上に大きく寄与していただいております。これらの実績を踏まえ、引き続き社外取締役の候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。		
独立	【独立性に関する事項】		
女性	同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件および当社の定める独立役員選任にあたっての独立性基準を満たしており、当社は、同氏を同取引所に対して独立役員として届け出ております。同氏の社外取締役としての選任が承認された場合、独立役員としての届け出を継続します。		
	【責任限定契約】		
	当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の取締役としての選任が承認された場合、法令で定める額を限度額として損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。		
	【その他取締役候補者に関する特記事項】		
	同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。		

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	まつもと のぼる 松本 昇 1960年12月20日生 取締役会出席率 100% (17回/17回)	1984年 4月 株式会社小林コーサー（現株式会社コーサーホールディングス）入社 2006年 3月 同社需給コントロール部長 2007年 3月 同社コスメタリー企画部長 2008年 3月 コーサー化粧品販売株式会社営業企画部長 2011年 3月 台湾高絲股分有限公司董事長兼総経理 2013年 3月 株式会社コーサー（現株式会社コーサーホールディングス）総務部長 2018年 3月 同社執行役員 2019年 6月 同社常勤監査役 2023年 6月 当社取締役（現任）	一株
再任	<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 松本昇氏は、上場会社の業務執行役員および海外事業会社の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、客観的な立場から当社の経営全般にわたる意見、助言等をいただくことで、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただくことを期待し、引き続き社外取締役の候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。</p>		
社外	<p>【独立性に関する事項】 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社の定める独立役員選任にあたっての独立性基準を満たしており、当社は、同氏を同取引所に対して独立役員として届け出ております。同氏の社外取締役としての選任が承認された場合、独立役員としての届け出を継続します。</p>		
独立	<p>【責任限定契約】 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の取締役としての選任が承認された場合、法令で定める額を限度額として損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。</p>		
男性	<p>【その他取締役候補者に関する特記事項】 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。</p>		

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
	<p>山名 群 1971年9月20日生</p> <p>取締役会出席率 100% (17回/17回)</p>	<p>1997年4月 三菱商事株式会社入社 2004年7月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社 2012年4月 野村ホールディングス株式会社入社 2019年11月 生産性ガーデン株式会社代表取締役社長（現任） 2020年5月 ハリウッド株式会社CFO 2020年8月 ハリウッド株式会社取締役CFO 2023年8月 一般社団法人SBMラボ代表理事 2024年6月 当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 生産性ガーデン株式会社 代表取締役社長</p>	<p>一株</p>
7		<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 山名群氏は、事業会社の経営者や金融業界での海外事業およびガバナンス整備などの経験と幅広い見識を有しており、客観的な立場から当社の経営全般にわたる意見、助言等をいただくことで、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただくことを期待し、引き続き社外取締役の候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。</p>	
再任			
社外			
独立			
女性		<p>【独立性に関する事項】 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社の定める独立役員選任にあたっての独立性基準を満たしており、当社は、同氏を同取引所に対して独立役員として届け出ております。同氏の社外取締役としての選任が承認された場合、独立役員としての届け出を継続します。</p>	
		<p>【責任限定契約】 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の取締役としての選任が承認された場合、法令で定める額を限度額として損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。</p>	
		<p>【その他取締役候補者に関する特記事項】 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。</p>	

(注) 当社は、優秀な人材確保、当社の成長に向けた積極果断な経営判断を支えるため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。候補者が取締役役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

① 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

② 填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

③ 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

現任の監査等委員である取締役4名は本定時株主総会終結の時をもって全員任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものです。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の地位および担当等	属性	取締役会 出席率	監査等委員会 出席率
1	やまもと ひでお 山本 秀夫	取締役 監査等委員	再任 男性	100% (17回/17回)	100% (9回/9回)
2	おおしま よしこ 大島 良子	取締役 監査等委員	再任 社外 独立 女性	100% (17回/17回)	100% (9回/9回)
3	おおたに ますよ 大谷 益世	取締役 監査等委員	再任 社外 独立 女性	100% (17回/17回)	100% (7回/7回)
4	きや よしのり 木屋 善範	—	新任 社外 独立 男性	—	—

新任

新任取締役候補者

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所等の定めに基づき独立役員

男性

男性

女性

女性

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1 再任 男性	<p>やま ちと ひで お 山本 秀夫 1962年8月10日生</p> <p>取締役会出席率 100% (17回/17回) 監査等委員会出席率 100% (9回/9回)</p>	<p>1985年4月 当社入社 2006年8月 営業本部第一営業部長 2013年12月 管理本部経理・システム部長 2015年12月 執行役員、営業本部副本部長 兼営業本部マーケティング部長 2016年12月 執行役員、営業本部副本部長 兼営業本部技術普及部長 2017年12月 執行役員、国内営業本部副本部長 兼国内営業本部技術普及部長 兼国内営業本部第一営業部長 2018年8月 執行役員、国内営業本部副本部長 2018年12月 当社取締役兼上席執行役員、国内営業本部長 2020年8月 取締役兼上席執行役員、国内営業本部長 兼国内営業本部スマート農業推進室長 2021年4月 取締役兼上席執行役員、国内営業本部長 2022年6月 取締役兼常務執行役員、管理本部長、 大阪事業所担当、大阪事業所長、 CSR推進室担当、特命事項担当 2023年6月 常務執行役員、管理本部長、大阪事業所担当、 大阪事業所長、CSR推進室担当、特命事項担当 2024年4月 常務執行役員、管理本部長、特命事項担当 2024年6月 取締役、監査等委員（現任）</p>	30,304株
<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】 山本秀夫氏は、当社の国内営業部門および管理部門で培った幅広い経験と知識を有しております。2022年からは管理本部長を務めるなど財務および会計に関する知見を有していることから、監査等委員である取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。</p>			
<p>【その他監査等委員である取締役候補者に関する特記事項】 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。</p>			

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	<p>おおしまよしこ 大島良子 1956年11月10日生</p> <p>取締役会出席率 100% (17回/17回)</p> <p>監査等委員会出席率 100% (9回/9回)</p>	<p>1988年 4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）、 西村眞田法律事務所（現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）入所</p> <p>1989年 5月 エッソ石油株式会社（現ENEOS株式会社）入社、法務部</p> <p>1991年 4月 Inter-Pacific Bar Association（環太平洋法曹協会）（現所属）</p> <p>1991年 7月 ブレークモア法律事務所入所</p> <p>1994年 8月 渥美・臼井法律事務所（現渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）入所</p> <p>1995年 7月 クデール・ブラザーズ(ニューヨーク)法律事務所入所</p> <p>1997年 5月 大島法律事務所開設（現任）</p> <p>2001年11月 International Bar Association（国際法曹協会）所属</p> <p>2012年 6月 日本弁護士連合会中小企業海外展開支援弁護士（現任）</p> <p>2013年 7月 税理士開業（現任）</p> <p>2018年 9月 当社監査役</p> <p>2020年 6月 当社取締役、監査等委員（現任） （重要な兼職の状況）</p> <p>弁護士、税理士</p>	<p>一株</p>
<p>再任</p> <p>社外</p> <p>独立</p> <p>女性</p>	<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>大島良子氏は、弁護士および税理士としての専門的見地ならびに長年培われた法律知識・経験等を有しており、客観的な立場から当社の経営全般にわたる意見、助言等をいただくことで、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただいております。また、企業の海外進出に伴う法的課題への助言・支援に継続的に携わってこられた経験により、グローバルに展開する当社の業務執行に対する適切な監督等を行っていただいております。同氏は、過去に社外役員以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由およびこれまで当社社外取締役としての職責を十分に果たしていることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。</p> <p>【独立性に関する事項】</p> <p>同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社の定める独立役員選任にあたっての独立性基準を満たしており、当社は、同氏を同取引所に対して独立役員として届け出ております。同氏の監査等委員である社外取締役としての選任が承認された場合、独立役員としての届け出を継続します。</p> <p>【責任限定契約】</p> <p>当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合、法令で定める額を限度額として損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。</p> <p>【その他監査等委員である取締役候補者に関する特記事項】</p> <p>同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。</p>		

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
	<p>おお たい ます よ 大 谷 益 世 1960年10月1日生</p> <p>取締役会出席率 100% (17回)/17回) 監査等委員会出席率 100% (7回/7回)</p>	<p>1988年10月 青山監査法人入所 1992年 9月 京橋監査法人入所 大谷公認会計士事務所設立（現任） 2013年 7月 明翔監査法人（現東和監査法人）入所 2017年 1月 八千代市 監査委員 2023年 6月 当社取締役 2025年 4月 預金保険機構 監事（現任） 2025年 6月 当社取締役、監査等委員（現任） （重要な兼職の状況） 公認会計士 税理士 預金保険機構 監事</p>	<p>一株</p>
3 再任 社外 独立 女性	<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 大谷益世氏は、公認会計士としての長年の経験を通じて培われた会社経営等に関する幅広い知識と見識を有しており、客観的な立場から当社の経営全般にわたる意見、助言等をいただくことで、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただいております。同氏は、過去に社外役員以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。同氏には引き続き上記の役割を果たしていただくことを期待しております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。</p> <p>【独立性に関する事項】 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社の定める独立役員選任にあたっての独立性基準を満たしており、当社は、同氏を同取引所に対して独立役員として届け出ております。同氏の監査等委員である社外取締役としての選任が承認された場合、独立役員としての届け出を継続します。</p> <p>【責任限定契約】 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合、法令で定める額を限度額として損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。</p> <p>【その他監査等委員である取締役候補者に関する特記事項】 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。</p>		

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
	木屋善範 1957年7月21日生	1997年4月 弁護士登録（東京弁護士会）、 河村法律事務所入所 2002年4月 東京弁護士会税務特別委員会委員（現任） 2007年4月 慶應義塾大学法学部法律学科非常勤講師 2008年4月 東京弁護士会税務特別委員会副委員長 2020年4月 東京弁護士会会社法部幹事（現任） （重要な兼職の状況） 弁護士	一株
4	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】		
新注	木屋善範氏は、弁護士としての豊富な経験と高い見識・専門性を有しております。法律の専門家として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者としております。これまで、直接会社経営に関与された経験はありませんが、企業法務の分野を専門とする弁護士であることから、経営の監督とチェック機能の観点から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断します。		
社外			
独立			
男性	【独立性に関する事項】 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社の定める独立役員選任にあたっての独立性基準を満たしており、同氏の社外取締役としての選任が承認された場合、同取引所に対し独立役員として指定し届け出る予定です。		
	【責任限定契約】 同氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合、法令で定める額を限度額として会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。		
	【その他監査等委員である取締役候補者に関する特記事項】 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。		

(注) 当社は、優秀な人材確保、当社の成長に向けた積極果断な経営判断を支えるため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

① 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

② 填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

③ 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。

(ご参考)

取締役のスキルマトリックス（本定時株主総会終了後の予定）

「NICHINO グループ基本理念」、「ビジョン」、「NICHINO グループ行動憲章」、「サステナビリティ基本方針」および「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を踏まえ、当社の取締役が備えるべきスキルを「スキルマトリックス」として以下のとおり定義しております。

氏名	地位	独立性	専門性と経験						
		(社外のみ)	企業経営	業界知見	海外事業	研究開発	サステナビリティ	財務・会計	ガバナンス・リスクマネジメント
岩田 浩幸	代表取締役社長		●	●	●	●	●		●
富安 治彦	代表取締役副社長		●					●	●
高橋 史郎	取締役		●	●			●	●	●
志賀 洋二	取締役		●					●	●
中田 ちず子	取締役（社外取締役）	●						●	●
松本 昇	取締役（社外取締役）	●	●		●				●
山名 群	取締役（社外取締役）	●	●		●		●	●	●
山本 秀夫	取締役 常勤監査等委員			●			●	●	●
大島 良子	取締役（社外取締役） 監査等委員	●			●			●	●
大谷 益世	取締役（社外取締役） 監査等委員	●						●	●
木屋 善範	取締役（社外取締役） 監査等委員	●							●

- (注) 1. 「企業経営」の該当要件は、当該スキルにおけるマネジメント経験者、もしくは当社以外の上場会社またはそれに準じる規模の会社における業務執行役員経験者と定義しております。
2. 「業界知見」の該当要件は、当該スキルにおける実務経験者またはマネジメント経験者、もしくは当該スキルに関する有識者と定義しております。
3. 「海外事業」の該当要件は、当該スキルにおける実務経験者またはマネジメント経験者、海外ビジネスに関する有識者、もしくは海外赴任・海外勤務経験者と定義しております。
4. 「研究開発」の該当要件は、当該スキルにおける実務経験者またはマネジメント経験者、もしくは大学や外部研究機関等における業務経験者と定義しております。
5. 「サステナビリティ」の該当要件は、当該スキルにおける実務経験者またはマネジメント経験者、当該スキルに関するアドバイザー経験者、もしくは当該スキルに関する有識者と定義しております。
6. 「財務・会計」の該当要件は、当該スキルにおける実務経験者またはマネジメント経験者、当該スキルに関するアドバイザー経験者、公認会計士・税理士等の有資格者、もしくは当該スキルに関する有識者と定義しております。
7. 「ガバナンス・リスクマネジメント」の該当要件は、法務・コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制部門等における実務経験者、マネジメント経験者またはアドバイザー経験者、コーポレートガバナンス構築または危機管理対応への主体的な関与者、弁護士等の有資格者、もしくは当該スキルに関する有識者と定義しております。
8. 注記における「実務経験者」とは、原則として3年以上当該業務を主業務として従事したものを指します。

(ご参考)

独立役員選任にあたっての独立性基準

1. 当社において、独立役員であるというためには、以下のいずれかに該当する者であってはならない。
 - ① 当社又はその子会社の業務執行取締役又は執行役員、支配人その他の使用人（以下併せて「業務執行取締役等」と総称する。）である者、又は就任の前10年間に於いて（但し、その就任の前10年内のいずれかの時において当社又は当社の子会社の非業務執行取締役（業務執行取締役に該当しない取締役をいう。以下同じ。）、監査役又は会計参与であったことがある者にあつては、それらの役職への就任の前10年間に於いて）当社の業務執行取締役等であった者
 - ② 当社の現在の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主をいう。以下同じ。）。当該主要株主が法人である場合には当該主要株主又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員若しくは支配人その他の使用人である者（以下併せて「業務執行者」と総称する。）、又は最近3年間に於いて業務執行者であった者
 - ③ 当社又はその子会社を主要な取引先とする者（当社の直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払いを、当社又はその子会社から受けた者。以下同じ。）。それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者である者、又は直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかに於いて業務執行者であった者
 - ④ 当社の主要な取引先である者（当社に対して、当社の直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払いを行っている者。以下同じ。）。それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者である者、又は直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかに於いて業務執行者であった者
 - ⑤ 当社又はその子会社から過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える寄付又は助成を受けている組織（例えば、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等）の理事（業務執行に当たる者に限る。）その他の当該組織の業務を執行する役員、社員又は使用人
 - ⑥ 当社又はその子会社から取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
 - ⑦ 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者（以下「大口債権者等」という。）又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者、又は最近3年間に於いて業務執行者であった者
 - ⑧ 現在当社又はその子会社の会計監査人又は会計参与である公認会計士（若しくは税理士）又は監査法人（若しくは税理士法人）の社員、パートナー又は従業員である者
 - ⑨ 最近3年間に於いて、当社又はその子会社の会計監査人又は会計参与であった公認会計士（若しくは税理士）又は監査法人（若しくは税理士法人）の社員、パートナー又は従業員であつて、当社又はその子会社の監査業務を実際に担当（但し、補助的関与は除く。）していた者（現在退職又は退所している者を含む。）
 - ⑩ 上記⑧又は⑨に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであつて、役員報酬以外に、当社又はその子会社から、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
 - ⑪ 上記⑧又は⑨に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであつて、当社又はその子会社から、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の支払いを受けたファームの社員、パートナー、アソシエイト又は従業員である者
 - ⑫ 就任の前10年間に於いて当社の親会社の業務執行者、非業務執行取締役又は監査役であった者
 - ⑬ 当社の兄弟会社（当社と同一の親会社を有する他の会社をいう。以下同じ。）の業務執行者、又は最近10年間に於いて業務執行者であった者
 - ⑭ 次のいずれかに掲げる者の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族である者
 - A. 上記各号までに掲げる者
 - B. 当社の親会社の業務執行者、非業務執行取締役、会計参与又は監査役

2. 当社において、独立役員であるというためには、その他、当社の一般株主全体との間で上記第1項で考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であることを要する。
3. 仮に上記第1項のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立役員としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立役員とすることができるものとする。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等について、2020年6月26日開催の定時株主総会において、年330百万円以内（内、社外取締役分は30百万円以内）とご承認いただいております。同総会以降変更しておりません。今般、コーポレートガバナンスの強化を目的として社外取締役の増員等により取締役の構成の見直しを進めてきたこと、社外取締役の責務や期待される役割が拡大していること、また、経済情勢や経営環境の変化及び他社社外取締役の報酬水準その他諸般の事情を考慮し、役員報酬に関する取締役会の任意の諮問機関であるガバナンス委員会からの答申を受けた後、取締役会にて決定していることから、取締役会として相当と考える金額として、取締役の報酬総額を年360百万円以内（内、社外取締役分は60百万円以内）とすること、および各取締役に対する具体的な支給金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は7名（内、社外取締役3名）であり、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認された場合も、取締役の員数に変更はございません。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

当社は、監査等委員である取締役の報酬等について、2020年6月26日開催の定時株主総会において、年60百万円以内とご承認いただいております。同総会以降変更しておりません。今般、コーポレート・ガバナンス体制の強化、内部統制およびリスク管理体制の高度化への対応等により、監査等委員である取締役に対する責務や期待される役割が拡大していること、また、経済情勢や経営環境の変化及び他社監査等委員である社外取締役の報酬水準その他諸般の事情を考慮し、相当と考える金額として、監査等委員である取締役の報酬総額を年90百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的な支給金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

現在の監査等委員である取締役は4名（内、監査等委員である社外取締役3名）であり、第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認された場合も、監査等委員である取締役の員数に変更はございません。

以 上

第127期 事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国では通商政策の動向を背景に先行きの不透明感があったものの、景気の緩やかな拡大が続きました。欧州では、ユーロ圏を中心に景気の持ち直しが見られ、英国においても、緩やかながら景気が回復しました。中国では、不動産市場の停滞が続き、景気は緩やかな減速基調となりました。また、わが国では、雇用・所得環境の改善を背景に回復基調を維持しましたが、中東情勢の緊迫化に伴う原材料価格やエネルギー価格の動向など、外部環境の不確実性については引き続き留意が必要な状況となりました。

農業を取り巻く環境は、世界的な人口増加や新興国における経済発展などを背景とした農産物需要の拡大から、農業生産は引き続き堅調に推移しました。一方、世界の農薬市場は、昨年度に引き続き農家の経済状況が依然として厳しく、農薬価格も低水準が続いたものの、多くの地域で天候条件が回復し、作付面積の拡大に伴い農薬の使用機会が増加したことから、現地通貨ベースでは改善が見られました。

当社グループの主な販売地域に目を転じますと、国内では、気温の高い状態が続いたことにより、カメムシなどの害虫の発生が増加したことに加え、米価高騰による水稻作付面積の増加の影響などから、農薬需要は堅調に推移しました。

北米では、作物別に作付面積の増減がみられたものの、高温・乾燥条件による病害虫の多発などから、農薬需要は堅調に推移しました。中南米では、大豆を始め作付面積が拡大し農薬需要は増加しましたが、ジェネリック農薬など一部品目の価格下落の影響などから、農薬価格は弱含みで推移しました。欧州では、一部地域における天候不順の影響により、農薬需要は弱含みで推移しました。また、アジアでは、インドにおいて一部地域での豪雨の影響により、農薬の散布機会が減少したほか、病害虫の発生が全体として低調に推移したことから、農薬価格および農薬需要は弱含みで推移しました。

このような状況下、当社グループは中期経営計画「Growing Global for Sustainability (GG5)」に取り組む、事業戦略の深化、環境経営の高度化および人的資本経営を推進し、社会全体と当社グループの持続可能性の両立を目指しました。

当連結会計年度における主な取り組みとしては、自社で開発を進めておりました新規有効成分シベンゾキサスルフィルについて、日本および韓国における登録申請を完了しました。また、持続的なグループ成長のための事業と収益の拡大を目指し、BASFジャパン株式会社（以下、「BASF社」）の果樹分野向け製品において、日本国内での独占販売を開始しました。さらに、国立研究開発法人理化学研究所環境資源科学研究センターとのオープンイノベーションによる特許出願や、農研機構発ベンチャーである株式会社農研植物病院への出資を通じ、新たな収益源の創出に向けた取り組みを推進しました。

当連結会計年度における当社グループの売上高は、中核事業である農薬事業で、日本国内、北米や欧州での販売が増加したことなどにより、1,118億22百万円（前期比118億55百万円増、同11.9%増）となりました。利益面では、売上高の増加に加え、当社の海外向け販売のうち利益率の高い北米や欧州を中心に売上が増加したことにより、営業利益は108億78百万円（前期比23億1百万円増、同26.8%増）となりました。さらに、米国子会社で農薬登録に係るデータ使用に伴う補償金収入が発生したこと、ならびに欧州の関係会

社の業績好調により持分法による投資利益が増加したことなどから、経常利益は105億27百万円（前期比34億40百万円増、同48.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、72億28百万円（前期比48億72百万円増、同206.8%増）となりました。

次に、各事業セグメント別の概況をご報告申し上げます。

(1) 農薬事業

国内農薬販売では、米価高騰による生産意欲の高まりから水稻栽培面積が増加し、主力自社開発品目をはじめとした水稻向け製品の販売が好調に推移しました。加えて、コルテバ・アグリサイエンス日本株式会社（以下、「コルテバ社」）の製品の拡販やBASF社の果樹分野向け製品の日本国内での販売開始により、国内販売全体の売上高は前年同期を上回りました。

海外農薬販売では、北米において、主力分野の果樹に加え、ナッツ類における当社製品の技術普及活動が奏功し、販売シェアが拡大しました。なかでも当社剤の主要市場である米国カリフォルニア州では、2026年2月下旬から3月にかけて気温が大きく上昇した影響により、果樹等の生育が早まるとともに害虫の発生が増加しました。これにより、殺虫剤プロフェジンおよび殺虫剤フェンピロキシメートの販売が伸びました。加えて、カナダの同業者向け販売において除草剤ピラフルフェンエチルが好調に推移し、Nichino America, Inc.は過去最高の売上高となりました。中南米では、ブラジルにおいて流通在庫の適正化を推進しましたが、農産物相場の低迷やジェネリックの攻勢により農薬価格が低下したことに加え、低温多雨による病害虫の少発生により、Sipcam Nichino Brasil S.A.の売上高が前年同期比で減少しました。欧州では、バイエル社向けフルベンジアミド原体販売が増加しました。また、前述のとおり欧州の農薬需要は弱含みで推移したものの、果樹・野菜向けの当社製品の技術普及活動が奏功し、Nichino Europe Co., Ltd.においても、果樹やばれいしょ向けの除草剤ピラフルフェンエチルなどの販売が好調に推移したことに加え、Interagro (UK) Ltd.の経営を統合し英国・アイルランドでの直販を本格化したことにより、過去最高の売上高となりました。

アジアでは、西アジアにおいて多雨による散布機会逸失により販売が伸び悩んだものの、Nichino India Pvt. Ltd.においては同業者向け販売が増加したことから前年同期比で売上高が増加しました。これらにより、海外販売全体の売上高は前年同期を上回りました。

以上の結果、農薬事業の売上高は1,054億55百万円（前期比108億83百万円増、同11.5%増）、営業利益は106億66百万円（前期比19億35百万円増、同22.2%増）となりました。

(2) 農薬以外の化学品事業

化学品事業では、シロアリ薬剤分野の販売が堅調に推移しました。医薬品事業では、国内の爪白癬向けなどで外用抗真菌剤ルリコナゾールの販売が堅調に推移しました。

以上の結果、農薬以外の化学品事業の売上高は41億73百万円（前期比6億52百万円増、同18.5%増）となり、営業利益は7億69百万円（前期比2億93百万円増、同61.7%増）となりました。

事業別	売上高	構成比
農薬事業	105,455百万円	94.3%
農薬以外の化学品事業	4,173百万円	3.7%
その他事業	2,193百万円	2.0%

2. 研究開発活動

(1) 研究活動

中期経営計画「Growing Global for Sustainability (GGS)」に基づき、新規剤創出に向けた創薬力基盤強化と新規事業分野（作物保護資材、医薬・動物薬、新生産技術）の研究開発力向上に取り組んでいます。2026年3月期はその2年目として、創薬力基盤強化における探索・開発研究で成果を上げるとともに、各種DXインフラの整備と独自に開発したAIによるデータ駆動型創薬を精力的に進展させています。

① 新規剤創出

基幹事業である化学農薬分野では「3年に1剤の新規剤創出」を目標に、化学・生物・安全性・研究支援の四位一体体制による探索研究に取り組んでいます。DX推進により整備・拡充した技術・インフラを最大限活用するとともに、大学や公的研究機関とのオープンイノベーションによるシード探索の多様化を進めています。有望開発候補化合物のうち、既に2剤をパイプライン化合物としてステップアップさせ、開発に向けた各種データ蓄積および工業化検討を進めており、国内では1～2年以内に新農薬実用化試験への供試を予定しています。これらに続く新規化合物についてもAI活用や安全性に関する社内カットオフ基準の適用により、効率的な探索研究を進めております。これらの進展は、前中期経営計画の中で構築・整備してきたグローバル同時開発・登録体制の実践による成果であり、引き続きNICHINO グループ全体で開発を加速してまいります。

② 新規剤開発の推進および既存剤価値の維持・拡大

グループ会社との連携により、新規剤開発と既存剤の価値向上に取り組みました。新規開発剤ではISO名（国際標準化機構による有効成分の一般名称）が確定した新規汎用性殺虫剤シベンゾキサスフィルの適用性評価ならびに登録データの取得を進めるとともに、独自に作用機構を解明し研究論文として投稿しました。専門誌上に公開され、学術的にも優れた研究成果として高い評価を得ております。既存剤開発では、混合剤ラインナップを整備した水稻用殺虫剤ベンズピリモキサ（商品名「オーケストラ」）のプロモーションデータのさらなる拡充を進め、国内・インドでの普及を推進しました。他の既存原体についても、価値最大化に向けた適用性検討と、インドの生産拠点と連携した原体コスト低減検討を継続しました。

全社方針として注力している生物農薬・作物保護資材に関しては、他社からの導入候補製品の性能評価を行い、自社およびグループ会社での開発・取扱い判断を進めています。既に国内開発を判断した新規微生物殺虫剤や、知財ならびに開発・登録・販売に関する権利を獲得した新規微生物殺菌剤の作用特性の評価や効果的な使用法の検討にも取り組んでいます。特に後者は既に米国EPA（環境保護庁）登録を取得しており、欧州を始めグローバルでの適用性評価を精力的に進めています。その他、欧州登録申請を終えた物理的防除殺虫剤Verdasolに加え、グローバルでの環境調和型製品のラインナップ拡充に向け、開発・取扱いを鋭意判断してまいります。既に国内で販売している「クロスバリュー」に続く新規バイオスティミュラントについても特長ある効能を明確化し開発検討を進めています。

③ 新規事業の検討推進

当社がこれまで培ってきた創農薬技術を活用し、医薬・動物薬分野において他社との共同研究を含む複数の有望プロジェクトを既に自走させており、当社ライフサイエンス分野の柱の一つとすることを目標に研究を進めております。特に株式会社A D E K Aとの共同研究では、動物薬分野を中心にシナジーを追求してまいります。

これら医薬・動物薬分野に加え、当社の研究ノウハウや独自技術が活用できるビジネス領域がないか検討を重ね、新たに事業化を目指す研究テーマとして香料・化粧品分野に着目しています。それらの技術確

立からビジネスモデル構築までに想定される課題を整理し、他社との連携やオープンイノベーション活用により、事業化に向けプロジェクトを推進していきます。

今後も、探索・開発・新規事業の各フェーズで研究力を強化し、GGGの目標達成に向けて、グローバルかつ持続可能な研究活動を展開してまいります。

(2) 開発活動

当連結会計年度におきましては、中期経営計画GGGの2年目としてグローバル市場での自社原体の最大化、顧客の声や視点を重視するマーケティング機能の強化、市場の変化への対応に継続して取り組みました。自社原体の最大化においてはグループ会社との協働により登録・開発を促進し、マーケティング機能においては、グローバルマーケティング体制の構築とグローバル市場情報の収集と分析を強化しました。また、市場変化への対応においては生物農薬や作物保護資材の導入販売に向けて開発検討を進めました。

① 新規開発品目

新規汎用性殺虫剤シベンゾキサスフィルは、一般社団法人日本植物防疫協会が実施する新農薬実用化試験において、様々な作物及び処理方法で幅広い害虫種に対して優れた防除効果を示し、利便性に優れた害虫防除剤であることが確認されました。これら試験結果により、野菜分野ではフォートレッドVフロアブル、果樹・茶分野ではフォートレッドFフロアブル、芝分野ではコアダルフロアブルとして2025年11月に国内農薬登録申請を完了しました。今後は農薬登録取得後のビジネス開始に向けて各種準備を進めてまいります。また、本剤はグローバル市場でも開発検討中であり、2025年11月に韓国でも登録申請を完了しており、インドなどの市場性の見込まれる国や地域でも開発検討を進めております。さらにこれに続く新規パイプライン候補として2剤を開発検討中です。

水稲用殺虫剤ベンズピリモキサンは、日本ではオーケストラフロアブルに加えて混合剤（オーケストラロムダンモンカットエア、オーケストラスタークルエア、オーケストラロムダンモンカット粉剤DL）の販売を開始し、これら製品ラインアップにより本分野の市場シェア拡大および水稲本田散布剤（アプロード後継剤）としてのブランド確立を進めております。また、水稲の農薬市場が大きいインドでは、既に販売を開始したOrchestra剤に加え、速効性に優れるピメトロジンとの混合剤Orchestra Duetの普及販売を進めており、今後は本剤ビジネスの最大化を目指した混合剤の開発を継続してまいります。他の国においてもベトナム（2023年12月登録）に加え、水稲栽培の盛んなアジア広域において市場ニーズに合わせて単剤および混合剤の開発を進めてまいります。

汎用性園芸殺菌剤ピラジフルミドは、国内では無人航空機散布やセルトレイ処理など幅広い処理法での適用拡大（登録内容の拡大）を進め、市場拡大を目的とした混合剤の開発も継続しております。さらに2025年からは新たな省力化技術として常温煙霧での適用拡大に向けた検討も開始しております。また、カナダ、ペルー、ウクライナ、ベトナム、コロンビア、パキスタンでは販売開始に向けた準備を進めており、エジプト（2025年10月登録）、メキシコ（2025年12月登録）、サウジアラビア（2025年12月登録）では新規に登録を取得しました。米国、エジプト、シリア、パキスタン、ブラジル、コロンビア、チュニジアでは登録申請中であり、チリでは殺菌剤との混合剤の登録を取得（2025年10月登録）し、インドでも混合剤を開発中です。今後もさらなるビジネス拡大を目指し、その他の地域でも開発の可能性を検討してまいります。

② 国内製品

2022年度から開発を開始した園芸用殺虫混合剤は「フェニックスマストフロアブル」として、園芸用殺菌混合剤は「パレードプラスフロアブル」として、2025年3月に登録を取得し、フェニックスマスト

フロアブルは2026年2月に上市しました。パレードプラスフロアブルについても2026年中の上市に向けて準備を進めております。本製品の開発により自社原体ビジネスの最大化および最長化を図るとともに国内製品ポートフォリオの充実や当社市場シェアの拡大を図ります。また、コルテバ社とは、同社の新規製品の導入や、それら有効成分を含む混合剤の開発について検討しております。また、2024年より新農業実用化試験に供試している新規微生物殺虫剤は、登録申請に必要な有効事例を集積しており、登録申請に向けて各種検討を進めております。本製品は難防除害虫であるアザミウマ類に高い効果を示す製品であり、市場ニーズに沿った製品となる様に開発を進めてまいります。

既存剤では、ドローン散布も可能な無人ヘリ航空機散布やセルトレイ処理など省力防除技術に関する適用拡大を積極的に進めており、フェニックス顆粒水和剤、アクセルフロアブル、コルト顆粒水和剤、パレード20および15フロアブルなどの適用拡大を行いました。また、モンカットプラスフロアブルでは小麦の雪腐小粒菌核病・紅色雪腐病を対象に2025年6月に登録を取得しました。本病害に対しては有効な製品が少ないことから、北海道を中心に市場シェアの維持・拡大を図ります。

③ 海外製品

殺虫剤フルベンジアミドはさらなるビジネス拡大を目指しており、市場の大きなブラジルをはじめ、フィリピン、エクアドル、ザンビアでも販売を開始しました。また、コロンビア（2025年7月登録）、アルジェリア（2025年12月登録）、ニカラグア（2025年12月登録）、パキスタン（2025年12月登録）では販売開始に向けて準備中であり、アルジェリアでは登録申請中、インドでは防除対象害虫の拡大を目的として作用の異なる殺虫剤との混合剤を開発中であり、順次、販売国の拡大や新製品の開発を進めてまいります。

殺虫剤トルフェンピラドは、新たにチュニジア、アルジェリア、エクアドルで販売を開始しました。ホンジュラス（2024年6月登録）、エルサルバドル（2024年6月登録）でも販売開始に向けて準備中であり、インドでは殺虫剤との混合剤を開発中です。

殺虫剤ピリフルキナゾンは新たにチュニジア、リビア、イスラエル、ベトナムで販売を開始しました。また、チリ（2024年8月登録）、モロッコ（2025年12月登録）でも登録を取得し、販売開始を目指して準備中です。ニュージーランド、台湾では登録審査中であり、混合剤の開発と合わせて今後も登録国や販売地域拡大に向けた取り組みを進めます。

殺ダニ剤ピフルブミドはタイに加えてベトナムでも販売を開始しました。また、アルジェリア、エジプト、モロッコで登録申請中であり、その他の国においても開発の可能性を見極めるための評価を継続しています。

殺菌剤イソプロチオランは水稲いもち剤として普及販売していますが、中南米でも新規開発や上市に向けた準備を進めており、フィリピン等と合わせてバナナ分野での登録取得と上市に向けた準備を進めています。また、その他に殺虫剤ブプロフェジン、殺虫・殺ダニ剤フェンピロキシメート、殺菌剤フルトラニル、除草剤ピラフルフェンエチル、除草剤オルトスルファミロンについてもグローバルでの登録維持や登録拡大検討を進めており、ビジネスの維持・拡大を図っています。

生物農薬・作物保護資材に関しては、グローバルで複数資材の開発を検討しており、欧州でナメクジ・カタツムリ防除剤 Vitrolの販売開始に向けて準備中です。バイオスティミュラントにおいてはブラジル、インド、日本で複数製品の販売を開始しております。さらに欧州においても販売開始に向けて準備中であり、ビジネス拡大に向けた検討を着実に進めてまいります。

当社は、引き続き研究開発型企業として、法令およびその精神遵守のもと、技術革新により安全で環境

に調和した新製品を市場に提供することで、顧客ニーズに応えるとともに、安定的な農産物生産を通してサステナブルな社会の実現に貢献してまいります。また、中期経営計画GGSに基づき、ビジネスのグローバル展開を加速し、各国の農薬登録規制に対応した新規有効成分や農業生産の効率化に貢献する新規技術を継続的に創出していくとともに、将来の市場環境変化を見据えた事業領域の拡大に挑戦してまいります。

3. 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資総額は34億19百万円で、その主なものはシステムの構築および総合研究所の実験設備等の増強などに係る費用です。

4. 資金調達の状況

設備投資および長期運転資金として、金融機関からの借入および社債発行により、63億86百万円の資金調達を行いました。

5. 事業の譲渡および譲受けの状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

6. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

7. 経営方針、経営環境および対処すべき課題等

(1) 経営の基本方針

NICHINO グループは、基本理念に基づき「食とくらしのグローバルイノベーター」をビジョンに掲げ、世界中の人々の安全で安定的な食の確保とくらしを守ることを使命とし、新たな価値の創造により持続可能な社会の実現に貢献していきます。高い安全性と環境への配慮を兼ね備えた優れた化学農薬や非化学農薬を創出することで、安全で安定的な食の確保に貢献します。さらに、これまで培ってきた技術や知見を活かし、人々のくらしを豊かにする新たな製品や価値の創出に取り組み、人類と地球が共生できる社会の実現を目指します。

(2) 中長期的な経営戦略と対処すべき課題

当社グループの中核事業である農薬事業を取り巻く環境は、世界的な人口増加や新興国の経済発展などを背景とした食料需要の拡大から、グローバルな農薬市場は拡大傾向にあります。一方で、国内では農業従事者の高齢化や後継者不足の深刻化、物流2024年問題などの社会課題に加え、みどりの食料システム戦略等による化学農薬肥料低減目標により、農薬市場は成熟段階にあるものと考えられます。また、創薬難度の高まりと農薬登録要件の増加、ジェネリック農薬との価格競争に加え、地政学リスクの高まりや原料・エネルギー価格の高騰による生産・調達コストの増加など、事業環境は一層厳しさを増しております。

このような事業環境下、ビジョン「Global Innovator for Crop & Life 食とくらしのグローバルイノベーター」を掲げ、当社グループは中期経営計画「Growing Global for Sustainability (GGS)」の2年目となる当連結会計年度（2026年3月期）においては、国内でのコルテバ社製品の拡販やBASF社の果樹分野向け製品の日本国内での販売権取得、Nichino America, Inc.およびNichino Europe Co., Ltd.における過去最高売上高の更新、また自社で開発を進めておりました新規有効成分シベンゾキサスルフィルの日本および韓国における登録申請完了などの成果を上げました。これにより、売上高は1,118億円と過去最高を更新しました。一方で、原材料高騰による収益性低下圧力や、Nichino India Pvt. Ltd.の再建、Sipcam Nichino Brasil S.A.の収益構造改革といった課題が浮き彫りとなりました。

当社グループは、中期経営計画GGSの最終年度（2027年3月期）において、引き続きサステナビリティ経営の推進を成長戦略とし、以下の施策を着実に推進します。

[ビジョン]

「Global Innovator for Crop & Life 食とくらしのグローバルイノベーター」
 ・カーボンニュートラルの実現
 ・環境調和型製品・技術の継続的な創出
 ・サステナブルな社会の実現に貢献

[中期経営計画（2025年3月期～2027年3月期）]

- ① 呼称 「Growing Global for Sustainability (GGS)」
- ② 数値計画

	2027年3月期計画 (最終年度)
営業利益	108億円
売上高	1,200億円
ROE	8%以上
海外売上高	900億円
海外売上高比率	75%
設備投資	約80億円（3年間）
研究開発投資	約200億円（3年間）

(注) 本資料に記載されている計画値および業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報および合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

- ③ 基本方針・基本戦略

当社は、当社グループの社会における存在意義について改めて検証し、NICHINO グループ理念体系を改定するとともに、基本理念とバリュー、ビジョンについて見直しを行いました。新たにグループビジョンを「Global Innovator for Crop & Life 食とくらしのグローバルイノベーター」と設定し、中期経営計画では、サステナビリティ経営の推進を成長戦略として、社会全体と当社グループの持続可能性の両立を実現することを目標として事業活動と社会活動を推進します。

サステナビリティ経営の強化 Growing Global for Sustainability

持続的なグループ成長(財務価値)

(1) 事業と収益の拡大

- ①重点品目・新規事業の拡大
- ②原価低減
- ③エリア戦略に基づいた市場拡大

(2) 新たな収益源の創出

- ①化学合成
- ②バイオリソース活用
- ③デジタル技術の活用
- ④新たなビジネスモデルの取り込み・創出

(3) 財務基盤の強化

- ①資本収益性の向上
- ②キャッシュフローの改善
- ③固定費適正化(生産性向上)

持続的な環境配慮・社会貢献 (非財務価値)

(4) 環境経営の高度化

- ①気候変動対応
- ②生物多様性への配慮

(5) 人権経営の推進

- ①人的資本経営の推進
- ②ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョンの推進

(6) 企業・組織統治の強化

- ①コンプライアンス・リスクマネジメントの強化
- ②グループ各社に対する監査の強化

具体的には、以下に掲げる施策を着実に推進します。

<重点品目・新規事業の拡大>

ベンズピリモキサン、ピリフルキナゾン、ピラフルフェンエチル、フルベンジアミド、トルフェンピラドを主要重点品目と定め、エリア戦略に基づき拡販に努めます。また、生物農薬や作物保護資材の収益拡大、選択と集中、リソースの最大活用を図ります。販売計画の確実な進捗を図るとともに、国内農薬登録における再評価制度への対応を進めます。

<原価低減>

原体製造の内製化を進め原価低減を図るとともに精緻な生産計画による安定供給体制を確立させます。

<エリア戦略に基づいた市場拡大>

市場規模拡大が期待できるアジア太平洋、中南米を中心に拡販します。さらに今後成長が期待できる中東・アフリカ市場については事業基盤の整備を進めます。また、高単価かつ世界中で栽培される Specialty Crop (果樹・野菜) を中心に主要重点品目の登録、拡販を進めます。

<化学合成>

パイプライン化合物(医・動物薬含む。)の研究開発を加速します。また、研究開発リソースの選択と集中、グローバル開発・マーケティング戦略の強化、精緻化を進めます。

<バイオリソース活用>

欧州の研究体制を強化し、生物農薬や作物保護資材のポートフォリオ拡大に向けた取り組みを加速させます。また、バイオベース原料を用いた有用化合物の製造に取り組みます。

<デジタル技術の活用>

他のスマート農業ソリューションとの連携を活かした展開および海外展開の組織化を進めます。また、スマート工場プロジェクトの確実な立ち上げを実施します。

<新たなビジネスモデルの取り込み・創出>

外部価値の取り込みも含め、新規事業の育成、創出に積極的に取り組みます。

<資本収益性の向上>

ROE指標の向上を継続し、資本収益性を高めます。

<キャッシュフローの改善>

主に在庫削減による改善を図ります。グローバル（連結・単体）での在庫適正化指標を設定し、計画管理を徹底します。

<固定費適正化（生産性向上）>

管理経費や人件費など効率的な業務遂行により生産性を高め適正化を図ります。また、研究開発リソースの選択と集中や厳格な投資判断により適正化に努めます。

<気候変動対応>

2050年ネットゼロに向けたロードマップの再構築や、Scope3算定の精緻化およびグループ会社支援を進めます。また、GHG排出削減に向けた設備投資と、環境データ管理を実施します。

<生物多様性への配慮>

継続的なイノベーションにより「環境調和型製品*」のポートフォリオ拡大に努めます。

<人的資本経営の推進>

女性管理職育成に向けた組織・マネジメント基盤の強化、定年・再雇用制度の見直し検討、採用力強化に取り組みます。また、新健康管理システムの導入・展開や、業績考課とサステナビリティ業務目標の紐づけ強化を図ります。

<ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョンの推進>

当社グループの成長には、ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョンの推進が必須であるという考えのもと、採用、育成・研修、人財活用、健康経営、職場環境について各指標を定め取り組みます。

<コンプライアンス・リスクマネジメントの強化>

安全基盤強化・安全文化醸成に向けたグループ施策を推進します。また、価値創造プロセスの明確化と重点テーマ選定、DX推進、グローバルITセキュリティポリシーの策定・展開、中小受託取引適正化法への確実な対応と社内研修を実施します。

<グループ各社に対する監査の強化>

グループガバナンス強化に向けた体制の整備と運用、グループ規程の海外展開を進めます。また、監理室と協働した監査体制の強化や立会監査を実施します。

*人畜安全性や環境安全性が相対的に高い当社製品

④ 配当方針

累進配当を基本とし、配当性向40%を目安に配当を行います。

当社グループは、サステナビリティ経営の推進を成長戦略とし、継続的なイノベーションの創出を通じて事業戦略をさらに深化します。同時に、カーボンニュートラルの実現に向けた環境経営の高度化、人的資本経営の推進による企業価値の向上に取り組み、サステナブルな社会の実現に貢献します。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

8. 財産および損益の状況の推移

区 分	2023年3月期 第124期	2024年3月期 第125期	2025年3月期 第126期	2026年3月期 第127期 (当連結会計年度)
売上高	102,090百万円	103,033百万円	99,966百万円	111,822百万円
経常利益	7,779百万円	5,932百万円	7,086百万円	10,527百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	4,488百万円	4,777百万円	2,356百万円	7,228百万円
1株当たり当期純利益	57円23銭	60円89銭	30円06銭	92円32銭
総資産	136,652百万円	157,983百万円	152,216百万円	154,962百万円
純資産	73,125百万円	80,396百万円	79,423百万円	87,093百万円
1株当たり純資産額	904円26銭	994円96銭	987円63銭	1,086円21銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づいて計算しております。

2. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づいて計算しております。

9. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

親会社の状況

当社の親会社は株式会社A D E K Aで、同社は間接保有を含み当社株式を40,176千株（議決権比率51.1%）保有しております。

当社は、親会社から兼務役員2名の派遣を受けております。

当社は、親会社との間で資本業務提携契約を締結しております。その概要は以下のとおりです。

① 目的

当社および親会社は、当社の自主独立経営の維持を原則としつつ、互いに協力して、両社間の資本業務提携により、当社の農業事業をはじめとするライフサイエンス事業に係る戦略的計画および活動を実行・推進することにより、両社の企業価値を最大化させることを目的とする。

② 上場維持・社名維持

親会社および当社は、当社の東証一部上場を維持することおよび当社の社名として日本農業株式会社を維持することを基本方針とする。

③ 役員指名権

親会社は、当社の代表取締役（ただし、親会社が指名した取締役は除く。）と協議の上、16に親会社の議決権保有割合を乗じて得た数（ただし、8を上限とする。また、当該数に1未満の端数が生じる場合には、端数を切り捨てる。）の当社の取締役（監査等委員である取締役であるか、それ以外の取締役であるかを問わず、それぞれについて指名する人数の比率も問わない。うち1名は代表取締役とする。また、親会社が8名の取締役を指名する場合には、そのうち1名は独立社外取締役とする。）を指名する権利を有するものとする。なお、当社における監査等委員である取締役以外の取締役の員数は11名以内、監査等委員である取締役の員数は5名以内とする。ただし、親会社の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

④ 新株引受権

当社は、親会社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、株式等（当社の株式、新株予約権、オプション権、株式引受権その他の当社の株式を取得できる権利をいう。）の発行、処分または付与を行わないものとし、当該発行等が行われる場合、親会社は、当該発行等が行われる直前の時点における公開買付者の議決権保有割合を維持するために必要な数量の株式等を、当該発行等に係る株式等の払込金額または行使価格と同一の価格において引き受ける権利を有する。

⑤ 業務提携の内容

公開買付者及び当社は、本資本業務提携契約等の目的を達成するため、以下の内容の業務提携を行うものとし、その具体的内容は、両社間の協議により決定するものとする。

(i) 研究開発領域の相互補完による開発スピードの向上

(a) ライフサイエンス分野の強化

(b) 化合物データベースの活用

(ii) 生産技術・プロセス化学の相互活用による生産性の向上

(iii) グローバル・ネットワークの相互活用による販売チャネルの拡大

(iv) 合成反応、分散技術、分析技術等の技術提供による高機能化合物の開発

(v) 多分野の知見を有する研究員の交流

⑥ 本資本業務提携契約の終了

本資本業務提携契約は、両当事者が本契約の終了を書面で合意した場合等、一定の事由が生じた場合、終了する。

また、当社は、親会社との間で、親会社におけるグループ会社管理と当社における意思決定独立性確保の調和を図る観点から、当社の取締役会にて決議すべき事項のうち、親会社グループ全体の経営や業績に重大な影響を与える重要案件に関する親会社との事前相談の実施および事前説明・協議会の開催について合意しております。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
株式会社ニチノー緑化	160百万円	100.0%	緑化造園その他建設工事、設計、施工、監理および園芸・緑化薬剤の販売等
株式会社ニチノーサービス	3,400百万円	100.0%	農薬の生産、受注、保管、配送の請負、不動産賃貸および管理の請負、倉庫業等
Nichino America, Inc.	700千米ドル	100.0%	米国における農薬生産、開発、販売等
日本エコテック株式会社	20百万円	100.0%	農薬残留分析、化学物質の安全性試験、環境保全に関するコンサルティング等
日佳農薬股份有限公司	40百万NTドル	57.0%	台湾における農薬の開発、普及、販売等
株式会社アグリマート	50百万円	100.0%	シロアリ防除資材、防疫用殺虫剤の販売等
Nichino India Pvt. Ltd.	4百万ルピー	99.9% (100.0%)	インドにおける農薬生産、開発、販売等
Sipcam Nichino Brasil S.A.	223百万レアル	50.0%	ブラジルにおける農薬生産、普及、販売等
Nichino Europe Co., Ltd.	3万ポンド	100.0%	欧州における農薬生産、開発、販売等
Nichino Vietnam Co., Ltd.	22,680百万ドン	100.0%	東南アジアにおける農薬生産、開発、販売等
Nichino do Brasil Agroquimicos Ltda.	64百万レアル	99.9% (100.0%)	ブラジルにおける農薬の開発、登録等

(注) 当社の出資比率の()内は、間接所有を含めた比率であります。

10. 従業員の状況

従業員数	前期末比
1,527名	3名増

(注) 上記の従業員には、臨時従業員261名を含んでおりません。

Ⅱ. 会社の状況に関する事項 (2026年3月31日現在)

1. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 199,529,000株
- (2) 発行済株式の総数 81,967,082株
- (3) 株主数 11,422名 (前期末比66名減)
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (千株)	持株比率 (%)
株 式 会 社 A D E K A	40,173	51.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,537	5.76
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	2,904	3.69
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	2,665	3.38
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,997	2.54
農 林 中 央 金 庫	1,401	1.78
モルガン・スタンレー MUFG 証券株式会社	1,264	1.61
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	1,211	1.54
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	1,034	1.31
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	853	1.08

- (注) 1. 当社は、自己株式3,195千株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)	53,616株	1名
社外取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	—	—
監査等委員である取締役	—	—

- (注) 上記は、退任した当社役員に対して交付した株式数を記載しております。

- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役に関する事項

(2026年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
岩田 浩幸	代表取締役社長	
穴戸 康司	代表取締役副社長 環境安全・品質保証部担当	
郡 昭夫	取締役	株式会社A D E K A 相談役
富安 治彦	取締役	株式会社A D E K A 代表取締役兼専務執行役員
中田 ちず子	取締役	公認会計士 税理士 株式会社中田ビジネスコンサルティング 代表取締役
松本 昇	取締役	
山名 群	取締役	生産性ガーデン株式会社 代表取締役社長
山本 秀夫	取締役 常勤監査等委員	
戸井川 岩夫	取締役 監査等委員	弁護士 株式会社バルカー 社外監査役
大島 良子	取締役 監査等委員	弁護士 税理士
大谷 益世	取締役 監査等委員	公認会計士 税理士 預金保険機構 監事

- (注) 1. 取締役中田ちず子氏、松本昇氏、山名群氏、戸井川岩夫氏、大島良子氏および大谷益世氏は、社外取締役であります。
2. 2025年6月18日開催の第126回定時株主総会終結の時をもって、中田ちず子氏は取締役（監査等委員）を辞任いたしました。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員として山本秀夫氏を選定しております。
4. 当社は、取締役中田ちず子氏、松本昇氏、山名群氏、戸井川岩夫氏、大島良子氏および大谷益世氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 常勤監査等委員山本秀夫氏は、当社において管理本部長を務めるなど財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査等委員大島良子氏は、弁護士、税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査等委員大谷益世氏は、公認会計士、税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 株式会社A D E K Aは、当社の親会社であります。なお、当社は同社との間で仕入・販売の取引がありますが、当社グループにおける取引比率は僅少です。
9. その他、兼職先と当社との間に開示すべき特別の関係はありません。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に関する事項

企業価値の持続的向上と株主・ステークホルダーとの利益の一致を目的として、役員報酬に関する基本原則を示した役員報酬ポリシーを制定しており、基本方針、報酬構成、株式報酬の評価指標、報酬水準の決定方法、改定手続きおよび開示方針等を定めております。なお、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の決定に当たっては、役員報酬に関する取締役会の任意の諮問機関であるガバナンス委員会からの答申を受けた後、取締役会にて当該方針を決定することとしております。当該

方針の概要は以下のとおりです。なお、取締役の個人別の報酬の内容の決定に当たっては、ガバナンス委員会が原案について当該方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し当該方針に沿うものであると判断しております。

(i) 取締役（監査等委員を除く）の報酬等に関する基本方針

(a) 取締役の報酬等は、業績ならびに株主の長期的利益に連動するとともに、持続的な企業価値および株主価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとする。

(b) 取締役（監査等委員を除く）の報酬等は、基本報酬および賞与を基本構成としており、業務執行取締役には、これに加えて、業績連動型株式報酬を支給する。なお、社外取締役および非業務執行取締役の報酬等は、業績連動型の要素が含まれないものとする。

(ii) 基本報酬の個人別の報酬等の額および付与の時期または条件の決定に関する方針

取締役（監査等委員を除く）の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。業務執行取締役の基本報酬は、業務執行取締役については職務および業務執行上の役位、社外取締役および非業務執行取締役については職責と常勤であるか否かを踏まえて決定する。なお、業務執行取締役に関しては、期初に代表取締役社長との間で担当職務における目標設定を行い、その職務および業績の達成度を次年度報酬に反映させる。報酬の水準については、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して適宜、見直しを図るものとする。

(iii) 賞与の個人別の報酬等の額および付与の時期または条件の決定に関する方針

取締役（監査等委員を除く）の賞与は、金銭により、毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に支給する。取締役（監査等委員を除く）の賞与は、単年度の業績向上に対する貢献意欲を引き出すことを目的とする。業務執行取締役の個人別の賞与額は、基本報酬同様に職務および業績の達成度を反映して決定し、社外取締役および非業務執行取締役の賞与額は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で支給する。

(iv) 業績連動型株式報酬

業績連動型株式報酬は、株主とのより一層の価値共有を図るとともに、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および非業務執行取締役を除く）を対象とした株式交付信託を用いた報酬制度である。本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「株式交付信託」という。）が当社株式を取得し、当社が、取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式を、株式交付信託を通じて各取締役の原則退任時に交付する。

なお、業績連動型株式報酬の対象期間は、原則として3事業年度毎に設定する中期経営計画の対象期間と同一とする。業績連動型株式報酬は固定部分と変動部分に区分され、変動部分は、中期経営計画のKPI(Key Performance Indicator)を業績連動指標とする。固定部分に係るポイントは、毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に付与する。変動部分に係るポイントは、当該中期経営計画終了後の一定の時期に付与する。業績連動指標における標準業績を達成した場合、対象期間における業績連動型株式報酬の固定部分と変動部分の割合は、概ね45：55とする。変動部分は、業績連動指標における業績の達成度により、予め定めた基準額の0%～150%の範囲内でポイントが変動する。

(v) 基本報酬の額、賞与の額および業績連動型株式報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬の割合については、長期の研究開発型である当社の業務特性、役位、職責、他社水準および社会情勢等を勘案し決定する。当該中期経営計画期間における基本報酬と賞与、業績連動型株式報酬の割合は、概ね8：1：1とする。

(vi) 取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容の決定の手續に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の配分については、まず取締役会からの諮問に基づき、ガバナンス委員会が業務執行取締役について担当する職務、責任、業績、貢献度等の要素を基本とした評価に基づき各取締役の基本報酬額の増減、賞与の支給総額および賞与額の配分内容について答申を行うものとする。

取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の額は、取締役会決議により、代表取締役社長に委任し、代表取締役社長がガバナンス委員会の答申に基づいて決定する。代表取締役社長の権限の内容は、各取締役の基本報酬額、賞与の支給総額および賞与額の配分とする。

なお、業績連動型株式報酬は、取締役会で決議された株式交付規程に則り決定する。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額は、2020年6月26日開催の第121回定時株主総会において年額330百万円以内（内、社外取締役分は30百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）。当該定時株主総会休会時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は10名（内、社外取締役は2名）です。当該金銭報酬とは別枠で、同定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および非業務執行取締役を除く）を対象者とした、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される業績連動型株式報酬制度に基づく報酬枠について、対象期間（2020年3月31日で終了する事業年度から2021年3月31日で終了する事業年度まで（18ヵ月間））において、対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限を75百万円、対象者に付与されるポイント総数の上限を250,000ポイント（1ポイントは当社株式1株）、対象者は原則としてその退任時において付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付を受けることについて決議しております。なお、対象期間満了の都度、当社の取締役会の決定により、対象期間を3事業年度毎に延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長する場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間毎に金150百万円を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記対象者に付与されるポイント総数の上限を500,000ポイントとすることについて、あわせて決議しております。当該定時株主総会休会時点の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および非業務執行取締役を除く）の員数は7名です。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、2020年6月26日開催の第121回定時株主総会において年額60百万円以内と決議されております。当該定時株主総会休会時点の監査等委員である取締役の員数は5名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、「3. (2)①(vi)取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容の決定の手續に関する事項」の方針に基づき、取締役会の委任決議にて代表取締役社長岩田浩幸氏が取締役の個人別の報酬の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬額、賞与の支給総額および賞与の配分額です。

当該権限を代表取締役社長へ委任した理由は、当社の現況を俯瞰しつつ各取締役の職務および業績の

達成度の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、ガバナンス委員会に対し、業務執行取締役について担当する職務、責任、業績、貢献度等の要素を基本とした評価に基づく各取締役の基本報酬額の増減、賞与の支給総額および賞与額の配分内容について諮問し答申を受けるなどの措置を講じており、当該手続を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 業績連動報酬等に関する事項

当社は、取締役の報酬と当社の業績および株主価値との連動制をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および非業務執行取締役を除く）を対象者とした業績連動型株式報酬制度を導入しております。

本制度に係る業績連動報酬等の額または数の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、中期経営計画のKPI（中期経営計画最終年度の連結営業利益および連結売上高）達成度であり、また、当該業績指標を選定した理由は、取締役が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるためであります。

中期経営計画「Growing Global for Sustainability(GGS)」における本制度に係る業績連動報酬等の額または数の算定の基礎として選定した評価指標の目標数値およびその割合は下記のとおりです。

分類	評価指標	目標数値 (KPI)	当該業績連動報酬 に占める割合
財務指標	2027年3月期連結営業利益	108億円	40%
	2027年3月期連結売上高	1,200億円	20%
	2027年3月期ROE（連結）	8.0%	20%
環境関連指標	2027年3月期GHG排出量削減率（2021年3月期対比） （当社および生産拠点を有する連結子会社）	16.0%削減 Scope 1 + 2	5%
	2027年3月期環境調和型製品売上高（連結）	393億円	5%
人的資本指標	2027年3月期末の女性管理職比率（当社単体）	13.0%	5%
	2027年3月期末のエンゲージメントサーベイスコア（当社単体）	70	5%

⑤ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	147 (20)	111 (14)	25 (5)	9 (-)	9 (4)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	51 (20)	40 (15)	11 (5)	—	5 (4)

(注) 1. 上記の賞与の額は、当事業年度に係る役員賞与引当金の繰入額であります。

2. 非金銭報酬として取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および非業務執行取締役を除く。）に対して業績連動型株式報酬制度に基づく株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容は「② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」に、その交付状況は「1. 株式に関する事項」にそれぞれ記載のとおりであります。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

2026年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流 動 資 産	117,848	流 動 負 債	44,673
現金及び預金	20,253	支払手形及び買掛金	20,113
受取手形、売掛金及び契約資産	47,049	電子記録債権	154
電子記録債権	4,620	短期借入金	10,207
商品及び製品	28,628	未払費用	6,372
仕掛品	888	未払法人税等	1,031
原材料及び貯蔵品	11,400	賞与引当金	1,193
その他	5,929	役員賞与引当金	105
貸倒引当金	△921	環境対策引当金	309
		営業外電子記録債権	92
		有償支給取引に係る負債	1,388
		その他	3,706
固 定 資 産	37,114	固 定 負 債	23,195
有 形 固 定 資 産	17,085	社債	5,924
建物及び構築物	3,902	長期借入金	12,285
機械装置及び運搬具	5,353	繰延税金負債	992
土地	5,452	役員退職慰労引当金	96
建設仮勘定	397	株式給付引当金	153
その他	1,979	環境対策引当金	618
無 形 固 定 資 産	3,844	退職給付に係る負債	939
のれん	757	その他	2,185
ソフトウェア	1,751	負 債 合 計	67,869
技術資産	754	(純資産の部)	
その他	580	株 主 資 本	79,916
投資その他の資産	16,184	資本金	14,939
投資有価証券	11,321	資本剰余金	15,071
繰延税金資産	1,364	利益剰余金	51,892
退職給付に係る資産	2,306	自己株式	△1,986
その他	1,418	その他の包括利益累計額	5,160
貸倒引当金	△227	その他有価証券評価差額金	1,997
資 産 合 計	154,962	為替換算調整勘定	2,726
		退職給付に係る調整累計額	436
		非支配株主持分	2,015
		純 資 産 合 計	87,093
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	154,962

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売上高	111,822
売上原価	73,765
売上総利益	38,056
販売費及び一般管理費	27,178
営業利益	10,878
営業外収益	5,072
受取利息及び配当金	2,321
持分法による投資利益	842
為替差益	781
不動産賃料	107
不補償債金の収入	637
その他	382
営業外費用	5,423
支店リースの利息	2,900
その他	2,334
経常利益	10,527
特別利益	191
固定資産売却益	93
投資有価証券売却益	98
特別損失	1,250
固定資産処分損失	67
減価償却費	85
環境対策	6
その他	1,072
税金等調整前当期純利益	9,468
法人税、住民税及び事業税	2,582
法人税等調整額	7
当期純利益	6,878
非支配株主に帰属する当期純損失	350
親会社株主に帰属する当期純利益	7,228

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主総会 会場ご案内図

会場

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル2階「有明」

電話：03-3667-1111（代表）



最寄り駅

東京メトロ半蔵門線
水天宫前駅4番出口直結

東京メトロ日比谷線
**人形町駅
A2出口より徒歩7分**

都営地下鉄浅草線
**人形町駅
A3出口より徒歩9分**

※駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願いいたします。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

VEGETABLE
OIL INK

第127回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

- 事業報告
 - I. 企業集団の現況に関する事項
 - 主要な事業内容
 - 主要な営業所、研究所、工場
 - 主要な借入先
 - II. 会社の状況に関する事項
 - 責任限定契約の内容の概要
 - 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
 - 社外役員に関する事項
 - 会計監査人に関する事項
 - III. 会社の体制および方針
 - IV. その他企業集団の現況に関する重要な事項
- 連結計算書類
 - 連結株主資本等変動計算書
 - 連結注記表
- 計算書類
 - 貸借対照表
 - 損益計算書
 - 株主資本等変動計算書
 - 個別注記表
- 監査報告書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

日 本 農 薬 株 式 会 社

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 主要な事業内容

事業	主要な製品
農業事業	殺虫剤、殺菌剤、殺虫殺菌剤、除草剤、農薬原体
農薬以外事業 化学製品	木材薬品、農業用資材、芝関連品、医薬品、動物用医薬品、その他
その他事業	緑化、造園工事等 不動産賃貸、農薬物流業務等の請負、倉庫業、農薬残留分析

2. 主要な営業所、研究所、工場

(1) 国内

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都中央区	大阪支店	大阪府大阪市
札幌支店	北海道札幌市	福岡支店	福岡県福岡市
仙台支店	宮城県仙台市	総合研究所	大阪府河内長野市
東京支店	東京都中央区	大阪事務所	大阪府大阪市

(2) 国内子会社事業所（工場）

名称	所在地
株式会社ニチノーサービス 福島事業所	福島県二本松市
同 鹿島事業所	茨城県神栖市
同 佐賀事業所	佐賀県三養基郡

(3) 海外（子会社、関連会社含む）

名 称	所在地
Nichino America, Inc.	アメリカ/ウィルミントン
Nichino Europe Co., Ltd.	イギリス/ケンブリッジ
日農（上海）商貿有限公司	中国/上海
日佳農葯股份有限公司	台湾/台北
Agricultural Chemicals (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア/ペナン
Nichino do Brasil Agroquimicos Ltda.	ブラジル/サンパウロ
Sipcam Nichino Brasil S.A.	ブラジル/ウベラバ
Nichino India Pvt. Ltd.	インド/ハイデラバード
Sipcam Europe S.p.A.	イタリア/ミラノ
Nichino Vietnam Co., Ltd.	ベトナム/ホーチミン
Nihon Nohyaku Andica S.A.S.	コロンビア/ボゴタ
Nichino Korea Co., Ltd.	大韓民国/ソウル
Nichino Chile SpA	チリ/サンティアゴ
Interagro (UK) Ltd.	イギリス/ケンブリッジ
Nichino Netherlands B.V.	オランダ/ユトレヒト
Nichino South Africa (Pty) Ltd	南アフリカ/ヨハネスブルグ
Nichino Mexico S. de R.L. de C.V.	メキシコ/メキシコシティ

3. 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	7,470
株式会社三菱UFJ銀行	3,218
株式会社国際協力銀行	2,420
農林中央金庫	1,988
三井住友信託銀行株式会社	1,628

II. 会社の状況に関する事項

1. 会社役員に関する事項

(1) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役郡昭夫氏、富安治彦氏、中田ちず子氏、松本昇氏、山名群氏、戸井川岩夫氏、大島良子氏および大谷益世氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める限度額としております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、優秀な人材確保、当社の成長に向けた積極果断な経営判断を支えるため、2025年12月に以下の内容を概要とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

① 被保険者の範囲

当社の取締役、監査等委員および執行役員、ならびに株式会社ニチノー緑化、株式会社ニチノーサービス、日本エコテック株式会社および株式会社アグリマートの取締役および監査役を被保険者の範囲としております。

② 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

③ 填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

④ 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

事業報告の「3. (1) 取締役に関する事項」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名 (地 位)	主 な 活 動 状 況
中 田 ち づ 子 (社外取締役)	同氏は、公認会計士、税理士としての会社経営に関する高い見識を有しており、客観的な立場から当社の経営全般にわたる意見、助言等をいただくことで、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただくことが期待される役割であります。また、同氏は2025年6月より取締役会議長を務め、独立した立場から取締役会の議事運営を主導するとともに、取締役会およびガバナンス委員会等に出席し、当社の経営全般にわたる適切な助言・提言等の意見表明を行っております。 取締役会においては当事業年度に開催した17回全てに出席しました。 監査等委員会においては2025年6月に監査等委員である取締役を退任するまでに開催した2回全てに出席し、実効性の高い監査実現のため適宜発言を行っております。
松 本 昇 (社外取締役)	同氏は、上場会社の業務執行役員および海外事業会社の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的な立場から当社の経営全般にわたる意見、助言等をいただくことで、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただくことが期待される役割であり、取締役会およびガバナンス委員会等に出席し、当社の経営全般にわたる適切な助言・提言等の意見表明を行っております。 取締役会においては当事業年度に開催した17回全てに出席しました。
山 名 群 (社外取締役)	同氏は、事業会社の経営者や金融業界での海外事業およびガバナンス整備などの経験と幅広い見識を有しており、客観的な立場から当社の経営全般にわたる意見、助言等をいただくことで、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただくことが期待される役割であり、取締役会およびガバナンス委員会等に出席し、当社の経営全般にわたる適切な助言・提言等の意見表明を行っております。 取締役会においては当事業年度に開催した17回全てに出席しました。
戸 井 川 岩 夫 (社外取締役 (監査等委員))	同氏は、弁護士としての専門的見地ならびに企業法務に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、これらの知見に基づき当社の監査等の強化および取締役会の実効性の向上に寄与していただくことが期待される役割であり、取締役会、ガバナンス委員会およびコンプライアンス委員会等に出席し、適切な助言・提言等の意見表明を行っているほか、取締役の職務執行の適正性を確保するための監査業務および助言を行っております。 取締役会においては当事業年度に開催した17回全てに出席しました。 監査等委員会においては当事業年度に開催した9回のうち7回に出席し、実効性の高い監査実現のため適宜発言を行っております。
大 島 良 子 (社外取締役 (監査等委員))	同氏は、弁護士、税理士としての専門的見地ならびに企業法務に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、これらの知見に基づき当社の監査等の強化および取締役会の実効性の向上に寄与していただくことが期待される役割であり、取締役会およびガバナンス委員会等に出席し、適切な助言・提言等の意見表明を行っているほか、取締役の職務執行の適正性を確保するための監査業務および助言を行っております。 取締役会においては当事業年度に開催した17回全てに出席しました。 監査等委員会においては当事業年度に開催した9回全てに出席し、実効性の高い監査実現のため適宜発言を行っております。
大 谷 益 世 (社外取締役 (監査等委員))	同氏は、公認会計士、税理士としての会社経営に関する高い見識を有しており、これらの知見に基づき当社の監査等の強化および取締役会の実効性の向上に寄与していただくことが期待される役割であり、取締役会およびガバナンス委員会等に出席し、適切な助言・提言等の意見表明を行っているほか、取締役の職務執行の適正性を確保するための監査業務および助言を行っております。 取締役会においては当事業年度に開催した17回全てに出席しました。 監査等委員会においては2025年6月の就任後、開催した7回全てに出席し、実効性の高い監査実現のため適宜発言を行っております。

2. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称
協和監査法人
- (2) 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。
- (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	45,000千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47,400千円

(注) 1. 当社と協和監査法人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、Nichino America, Inc.、日佳農薬股份有限公司、Nichino India Pvt. Ltd.、Sipcam Nichino Brasil S.A.、Nichino Europe Co., Ltd.、Nichino Vietnam Co., Ltd.、Nichino do Brasil Agroquimicos Ltda.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

- (4) 非監査業務の内容
該当事項はありません。
- (5) 子会社の監査に関する事項
当社の海外の連結子会社7社は、当社の会計監査人以外の監査法人等による監査を受けております。
- (6) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由
当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第3項の同意を行っております。
- (7) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。
また、当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

Ⅲ. 会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハの規定ならびに会社法施行規則第110条の4の規定に基づき、「業務の適正を確保するための体制」の構築の基本方針を定め、内部統制システムの構築、整備および運用をしております。同基本方針の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書等の情報（電磁媒体による記録を含む）は、情報管理規程に基づき必要な期間、保存・管理する。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスクマネジメント委員会」は、当社のリスクの把握、リスクの顕在化予防、顕在化したリスクの影響を最小限に留めるリスク発生対処等を行う。
- ② 個別のリスクの管理にあたっては、リスクの分類および各リスクに対する対応のマニュアル化を推進する。全社的な課題と見做されるリスクについては、取締役会が総合的に管理、対応を行う。
- ③ 環境、安全衛生、製品安全等に関するリスクは、「リスクマネジメント委員会」が把握したうえで、「レスポンシブル・ケア推進委員会」が関係部門と連携のもとに個別具体的に対応を行う。
- ④ 「コンプライアンス委員会」、「リスクマネジメント委員会」および「レスポンシブル・ケア推進委員会」の3委員会の統括組織である「サステナビリティ委員会」は、3委員会の活動を間接的に支援するとともに、3委員会以外のサステナビリティ関連課題へ取り組む。
- ⑤ 経理面については、財務・経理部が全社的な会計的、計数的管理を担当し、各部門も他部門および全社の経理内容を確認する。
- ⑥ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする緊急事態対策総本部を設置して危機管理にあたる。
- ⑦ 監理室は、当社のリスク管理体制について定期的に監査を実施する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例の取締役会を月1回開催し、また必要に応じて随時開催することにより重要事項の決定および取締役の業務執行状況の監督を行う。
- ② 取締役会に次ぐ重要な機関として執行役員会を開催し、常勤取締役（常勤監査等委員である取締役を含む）および執行役員が出席する。執行役員会では、当社および当社グループの重要な事業戦略および経営方針等を機動的に審議・決定することで、経営の効率性を高めるとともに、内部統制、コンプライアンス、リスクマネジメント、レスポンシブル・ケア、人権尊重などの事業活動を推進するため必要となる事項について審議・決定し、当社および当社グループの社会的責任を果たす。
- ③ 取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を過半数委員とするガバナンス委員会を設立し、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役候補者の選任プロセス、資

質および指名理由、独立社外取締役にかかる独立性判断基準、取締役会全体の実効性評価、ならびに役員報酬体系等に関して、取締役会からの諮問を受けて、その適切性等について検討し、答申を行うことにより、コーポレートガバナンスの一層の充実を図る。

- ④ 執行役員制度を以て、経営方針の決定と経営の監督を担う取締役と業務執行を担う執行役員の役割を分離し、それぞれの職務の内容を明確化することにより、経営意思決定の迅速化と業務執行の効率化の促進を図る。
- ⑤ 業務運営の全社共通の指標として3カ年の中期経営計画を策定し、本計画の具体化として会計年度の業績計画と予算を設定する。業務執行の責任者、責任範囲、執行手続き等については、業務分掌規程、職務権限規程、職務権限基準明細表等に定める。

(4) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社のコンプライアンス体制の根幹として「NICHINO グループ行動憲章」および「日本農業およびNICHINO グループコンプライアンス規程」を定め、法令遵守があらゆる企業活動の基本であることを継続的に徹底する。
- ② 「コンプライアンス委員会」が、コンプライアンス推進活動等を通じて法令遵守の啓発、指導および徹底を図る。
- ③ 財務報告に係る内部統制については、財務諸表に影響を与える各部門、支店が、財務報告に係る内部統制に関する整備・運用業務を行い、また監理室が、その運用状況を評価することで、財務報告の信頼性と適正性の確保を図る。
- ④ 化学物質の製造、輸送、廃棄等に関するコンプライアンス活動は、「レスポンシブル・ケア推進委員会」が啓発、推進する。
- ⑤ 当社は、職制、コンプライアンス委員長、および社外弁護士を情報受領者とする内部通報体制を整備しており、コンプライアンスを確保するために本体制を適切に運用する。
- ⑥ 当社および当社グループは、「NICHINO グループ行動憲章」に反社会的勢力および団体との関係を排除し、これら反社会的勢力からの不当な要求の断固拒絶を明記する。その精神に則り、反社会的勢力排除に関する意思統一を図り、総務・法務部を対応窓口として組織的に対応し、また警察関係機関等との連携を密にして、反社会的勢力および団体との関係を一切遮断する。
- ⑦ 監理室は、当社のコンプライアンス推進の取り組み状況について定期的に監査を実施する。

(5) 当社および当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社および当社グループは、「NICHINO グループ行動憲章」を指針として諸規程、システムを整備し内部統制体制を構築する。
- ② 当社グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関して、以下の体制を定める。
 - a. 当社は、当社グループ各社から重要な経営指標について定期的に報告を受け、重要な案件は事前に協議を行わせる。

- b. 当社は、所管部門によるモニタリング、監査等を通じて当社グループ各社を適正に管理する。
- ③ 当社グループ各社の損失の危険を管理するために、「日本農業およびNICHINO グループリスクマネジメント規程」に基づき、以下の体制を定める。
「グループリスクマネジメント協議会」にて、当社グループ各社のリスクマネジメント上の課題の協議を通じて、当社グループのリスクマネジメント活動を行うことによって管理する。
- ④ 当社グループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、以下の体制を定める。
当社は、当社グループ各社の規模・業容・業態に応じて必要となる間接業務の提供を行い、当社グループの業務の効率的な運営を図る。
- ⑤ 当社グループ各社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するために、以下の体制を定める。
「日本農業およびNICHINO グループコンプライアンス規程」に基づいて開催される「グループコンプライアンス協議会」にて、当社グループ各社のコンプライアンス課題の協議を通じて、当社グループの業務の適正確保を図る。
- ⑥ 当社の監理室は、当社グループ各社の財務報告に係る内部統制運用状況を評価することで、財務報告の信頼性と適正性の確保のための当社グループの内部統制について対応を図る。
- ⑦ 当社の監理室は、当社グループ各社のリスク管理体制およびコンプライアンス推進の取り組み状況について定期的に監査を実施する。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、および監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき体制として監理室の中に監査等委員会事務局機能を有している。当該使用人の人事に関する評価、異動等については、人事担当役員が常勤監査等委員である取締役に事前に相談しその意見を求めるなど、恣意的な評価等がなされることの防止を図ることにより、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。
- ② 当社は、監査等委員会から指示を受けた監理室所属の使用人の業務執行に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することがないように配慮する。
- (7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会に報告をするための体制および監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査役および使用人は、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項等を速やかに監査等委員会に報告する。また、監査等委員会は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査役および使用人にその説明を求める。

- ② 当社は、使用人の社内通報に関する事項を「日本農業およびNICHINO グループコンプライアンス規程」に定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反、その他のコンプライアンス上の問題について、使用人から監査等委員会等への適切な報告体制を確保する。
- ③ 監理室は、内部監査の結果を定期的に監査等委員会に報告する。
- ④ 監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する。
- ⑤ 常勤監査等委員である取締役と代表取締役社長とは、適宜意見交換会を開催する。

- (8) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
監査等委員の職務執行に関して生ずる費用については、当社の経費予算の範囲内において、所定の手続きにより当社が負担する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

上記に掲げた「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は、次のとおりであります。

- (1) 取締役の職務執行
取締役会を17回開催し、法令や定款等に定められた事項や経営方針、予算の策定等の経営に関する重要事項を決定するとともに、月次の業績の分析・評価を行い、法令や定款等への適合性と業務の適正性の観点から審議をいたしました。
- (2) グループ会社の経営管理
当社は、当社グループ各社の経営管理を担当する部署において、当社グループ各社から重要な経営状況等について定期的に報告を受け、重要な案件は事前に当社グループ各社と確認・協議しております。
- (3) 監査等委員会の職務執行
監査等委員会は、定時ないし臨時に監査等委員会を開催し監査情報の交換を行うとともに、常勤の監査等委員が取締役会、執行役員会、部長会および社内各委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じ当社グループ各社の往査・調査も実施するほか、内部監査部門と定期的に監査結果の共有を行う等、内部統制システムを利用した監査を行っております。また、代表取締役社長ならびに会計監査人と定期的な会合を実施し、監査に必要な意見交換を実施しております。

(4) 財務報告の適正性と信頼性の確保

財務報告の適正性と信頼性を確保するため、内部統制評価を担当する部門は内部統制の整備、運用および評価のための年度計画を決定するとともに、当社グループの内部統制の有効性に係る評価を実施し、その結果について執行役員会および取締役会に報告しております。

(5) 法令遵守およびリスク管理

法令および各種社内規程の遵守状況について、コンプライアンス委員会は、当社のコンプライアンス案件に関する報告を受けるとともに法令遵守の啓発、指導及び徹底を図っております。

また、当社のリスクについて、リスクマネジメント委員会は、重要なリスクの抽出およびその予防策、発生対処法を策定・実行するとともに、個別リスクについてのモニタリング・指導を行っております。

なお、各委員会は、実施内容等について執行役員会および取締役会に対し報告しております。

3. 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めていませんが、将来のありたい姿を定めたビジョンの実現に向け、中期経営計画「Growing Global for Sustainability (GGS)」に取り組み、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいり所存です。また、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様が検討するための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

IV. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	百万円 14,939	百万円 15,071	百万円 46,420	百万円 △2,026	百万円 74,405
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,890		△1,890
親会社株主に帰属する当期純利益			7,228		7,228
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分				39	39
連 結 範 囲 の 変 動			133		133
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	5,471	39	5,511
当 期 末 残 高	14,939	15,071	51,892	△1,986	79,916

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	百万円 1,421	百万円 796	百万円 665	百万円 2,883	百万円 2,134	百万円 79,423
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△1,890
親会社株主に帰属する当期純利益						7,228
自 己 株 式 の 取 得						△0
自 己 株 式 の 処 分						39
連 結 範 囲 の 変 動						133
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	576	1,929	△228	2,277	△119	2,158
連結会計年度中の変動額合計	576	1,929	△228	2,277	△119	7,669
当 期 末 残 高	1,997	2,726	436	5,160	2,015	87,093

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 …………… 15社

連結子会社の名称

株式会社ニチノ緑化、株式会社ニチノサービス、
Nichino America, Inc.、日本エコテック株式会社、
日佳農薬股份有限公司、株式会社アグリマート、
Nichino India Pvt. Ltd.、Sipcam Nichino Brasil S.A.、
Nichino Europe Co., Ltd.、Nichino Vietnam Co., Ltd.、
Interagro (UK) Ltd.、Nichino Netherlands B.V.、
Nichino South Africa (Pty) Ltd.、
Nichino Mexico S. de R.L. de C.V.、
Nichino do Brasil Agroquimicos Ltda.

前連結会計年度において非連結子会社でありました、Nichino Mexico S. de R.L. de C.V.及びNichino do Brasil Agroquimicos Ltda.ならびに持分法を適用しておりましたInteragro (UK) Ltd.、Nichino Netherlands B.V.、Nichino South Africa (Pty) Ltd は、重要性等を総合的に判断し、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

Nihon Nohyaku Andica S.A.S.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の純資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び関連会社の名称

持分法を適用した関連会社の数… 3社

会社等の名称

Agricultural Chemicals (Malaysia) Sdn. Bhd.、
Sipcam Europe S.p.A.、タマ化学工業株式会社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称等

Nihon Nohyaku Andica S.A.S.

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

決算日が連結決算日と異なる会社について、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Sipcam Nichino Brasil S.A.及びNichino do Brasil Agroquimicos Ltda.の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、在外子会社との決算日の差異が3カ月を超えないため、同社決算日現在の計算書類を使用しております。ただし連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。また、Nichino Mexico S. de R.L. de C.V.の決算日は12月31日ではありますが、3月末日における仮決算を行っております。その他の連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等……………時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価以外のものは、移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法によっております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、半製品、仕掛品、原料、貯蔵品

主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産……………当社は定額法によっております。また、在外連結子会社は当該国の会計

（リース資産を除く）

基準に基づく定額法又は定率法によっております。国内連結子会社は定率法によっております。

ただし、国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した附属設備及び構築物については定額法によっております。

- ②無形固定資産……………当社及び国内連結子会社は定額法、在外連結子会社は当該国の会計基準（リース資産を除く）に基づく定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
なお、一部の在外連結子会社については、国際財務報告基準に基づき計算書類を作成しており、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用权資産の減価償却方法は定額法によっております。

（3）重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金……………当社及び連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等は個別に回収可能性を検討して計上しております。
- ②賞与引当金……………当社及び連結子会社は、従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ③役員賞与引当金……………当社及び一部の国内連結子会社は、役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に見合う支給見込額を計上しております。
- ④役員退職慰労引当金……………国内連結子会社は、役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑤環境対策引当金……………当社は、所有土地の再開発等に伴う土壌改良等に要する支出に備えるため、当連結会計年度末に必要なと認められた合理的な見積額を計上しております。
- ⑥株式給付引当金……………当社は、株式交付規程に基づく取締役等への当社株式の交付等に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

①農薬事業

主に殺虫剤、殺菌剤、殺虫殺菌剤、除草剤、農薬原体の製造及び販売をしております。これらの製品の販売については、製品を顧客に引き渡した時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しておりますが、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、国内の販売においては出荷時点、海外への販売においては船積時点で収益を認識しております。また、農薬事業の収益は、契約に定める価格からリベート、値引き及び返品等の見積りを控除した金額で算定しており、重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

②農薬以外の化学品事業

主にシロアリ薬剤等の木材薬品や外用抗真菌剤等の医薬品の製造及び販売をしております。これらの製品の販売については、製品を顧客に引き渡した時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しておりますが、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

これらの製品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。また、買戻し契約に該当する有償支給取引については、支給先から受け取る対価を収益として認識しておりません。なお、製品の販売契約及び原料等の購入契約における対価は、顧客へ製品を引き渡した時点及び仕入先から原料等を受領した時点から主として1年以内に回収及び支払をしており、重要な金融要素は含んでおりませんが、一部の海外子会社については履行義務の充足から対価の回収及び支払が1年超となるものがあるため取引価格に重要な金融要素が含まれていると判断し、重要な金融要素である金利相当額を決済期日までの期間に応じて損益に配分することとしております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

②重要なヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

③のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法により償却を行っております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度計上額

繰延税金資産 1,364百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①見積りの算出方法

当社グループでは、将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングを考慮し、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは中期経営計画を基礎としております。

②見積りの算出に用いた主な仮定

将来の課税所得の見積りの基礎となる将来の事業計画における主要な仮定は、販売数量及び製造原価等の予測であります。販売数量及び製造原価等の予測は、主に顧客の需要予測を基に判断しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である販売数量及び製造原価等の予測は、見積りの不確実性が高く、販売数量や製造原価が変化することに伴い、課税所得の見積り額が変動することにより、繰延税金資産の計上額が変動し、税金費用に影響する可能性があります。

2. のれん等の評価

(1) 当連結会計年度計上額

のれん	757百万円
技術資産	754百万円
その他（ロイヤリティ）	131百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①見積りの算出方法

当社グループは、戦略的施策の一環として、グローバルベースで買収・出資等を実施しており、これらの企業結合取引により生じた対象会社の超過収益力等を、のれん等として連結貸借対照表に計上します。のれん等の減損の兆候の識別、減損損失の認識の判定及び測定は、対象会社ごとに資産のグルーピングを行っております。

減損の兆候があると識別された資産グループについて、残存償却期間に対応した資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額（以下、「割引前キャッシュ・フロー」という。）とのれん等の帳簿価額とを比較し、前者が後者を下回る場合には、のれん等の減損損失を認識します。

②見積りの算出に用いた主な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算定は、その性質上、判断を伴うものであり、多くの場合、重要な見積り・仮定を使用します。当該割引前将来キャッシュ・フローの算定に使用される仮定は、主として、資産グループにおける将来の事業計画に基づいており、将来の販売予測及びそのために必要な設備投資を考慮した製造原価予測を加味しております。販売数量及び製造原価等の予測は、主に顧客の需要予測を基に判断しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

見積りの算出に用いた仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件及び経営環境の変化等がのれん等の評価に不利な影響を与える可能性があります。不利な影響を受けた結果、将来の事業計画を見直し、割引前将来キャッシュ・フローが変動した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、減損損失の認識の判定及び認識が必要な際の減損損失の測定に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(追加情報)

(業績連動型株式報酬制度)

当社は、当社取締役（監査等委員である取締役、非業務執行取締役及び社外取締役を除く。）及び取締役を兼務しない執行役員（いずれも国外居住者を除き、以下総称して「取締役等」という。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて取締役等に対して交付される、という株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時です。

(2) 信託に残存する自社の株式

本信託の契約締結日及び信託の設定日は、2020年7月20日であり、信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末において256百万円、445,707株です。

(係争事件の発生)

当社の連結子会社であるSipcam Nichino Brasil S.A.（以下、「SNB」という。）は、FMC QUIMICA DO BRASIL LTDA.（以下、「FMC」という。）から、受託し包装作業を行っていた製品が重武装による強盗により持ち去られた事件につき、損害賠償請求訴訟の提起を受けていましたが、2025年12月31日、当社取締役会にて、SNBがFMCとの間で和解に合意することを決定しました。

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

SNBにおいて2023年7月26日に重武装による強盗事件が発生し、FMCから受託し包装作業を行っていた製品が持ち去られました。これに対し、2023年10月10日付でFMCから45百万レアルの損害賠償請求訴訟が提起され、2025年5月14日付で45百万レアルおよびこれに対する利息ならびに訴訟費用の支払いを命じる判決が言い渡されました。これに対し、2025年6月24日付「当社連結子会社に対する訴訟の判決および控訴に関するお知らせ」に記載のとおり、当社グループとしては、契約上の責任範囲に関する見解に相違があると考え、当該判決に対し控訴しておりましたが、和解条件を総合的に勘案した結果、和解による解決が合理的であると判断し、2025年12月31日の当社取締役会においてSNBがFMCとの間で和解に合意することについて決定しました。本和解により、当該訴訟は全て終結しました。

2. 訴訟を提起した者の概要

(1) 名称： FMC QUIMICA DO BRASIL LTDA.

(2) 所在地： Avenida Doutor Jose Bonifacio Coutinho Nogueira, No. 150, Commercial Complexes 103,105,107, 108 and 109, Jardim Madalena District, in the municipality of Campinas, State of Sao Paulo, CEP 13091-611

3. 本和解による特別損失の計上

本件により、当連結会計年度に特別損失として1,072百万円を計上しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	25百万円
受取手形、売掛金及び契約資産	6,130百万円
商品及び製品	1,480百万円
原材料及び貯蔵品	1,054百万円
建物及び構築物	25百万円
機械装置及び運搬具	1,656百万円
土地	764百万円
計	11,137百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	8百万円
-------	------

2. 有形固定資産減価償却累計額

38,574百万円

3. 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高

受取手形	328百万円
売掛金	46,643百万円
契約資産	76百万円

4. 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高

235百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額

111,635百万円

2. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
千葉県四街道市	事業用資産	建物及び構築物	0
		土地	85
		計	85

当社は、原則として、事業単位を基準としてグルーピングを行っております。

当該所有地（千葉県四街道市）については、事業環境の変化を踏まえ、今後の事業計画を見直した結果、将来の使用見込みがないと判断いたしました。このため、使用見込みがなくなった当該遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額85百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

3. 環境対策費

当社は、所有土地の再開発等に伴う土壌改良等に要する費用について、「環境対策費」として6百万円を特別損失として計上しております。

4. 和解金

「連結注記表（追加情報）（係争事件の発生）」に記載のとおりです。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 81,967,082株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	945	12.00	2025年3月31日	2025年6月19日
2025年11月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	945	12.00	2025年9月30日	2025年12月4日

(注) 1. 2025年6月18日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金6百万円が含まれております。

2. 2025年11月10日取締役会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれております。

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月17日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,890	24.00	2026年3月31日	2026年6月18日

(注)2026年6月17日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金10百万円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に銀行借入により資金調達しており、資金運用に関しては流動性の高い預金等に限定し運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクは債権管理表により取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主たる取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建て営業債権及び仕入債務は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券である株式は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式等であり、定期的に把握された時価が役員等に報告されております。

支払手形及び買掛金並びに電子記録債務並びに営業外電子記録債務は、1年以内の支払期日です。

短期借入金には主に営業取引に係る資金調達であり、社債及び長期借入金には主に設備投資及び長期運転資金に係る必要な資金の調達を目的としたものであります。社債及び借入金の一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引は、外貨建て営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金及び貸付金に係る為替並びに支払金利及び受取金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引及び通貨スワップ取引であります。また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するため、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注2)をご参照下さい）。また、「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」及び「短期借入金」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 其他有価証券	4,013	4,013	—
(2) 社債（1年以内償還予定の 社債を含む）	5,924	5,924	—
(3) 長期借入金（短期借入金に 含まれる1年以内返済予定 の長期借入金を含む）	17,547	17,240	△ 306
(4) デリバティブ取引（※） ヘッジ会計が適用されていないもの	△526	△526	—

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1）デリバティブ取引に関する事項

①ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	デリバティブ 取引の種類等	契約額	契約額のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建 日本円	2,164	—	△189	△189
	買建 米ドル	2,623	—	20	20
	通貨スワップ取引				
	受取米ドル・支払伯リアル	2,048	—	248	248
通貨スワップ取引					
受取日本円・支払伯リアル	2,760	—	△607	△607	

②ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	4,864	—	(※1)
	ユーロ		2,443	—	
	英ポンド		205	—	
	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	830	—	
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	6,282	5,051	(※2)

(※1) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金又は買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該対象の時価に含めて記載しております。

(※2) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	7,307

これらについては、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	4,013	—	—	4,013
デリバティブ取引				
通貨関連	—	20	—	20
資産計	4,013	20	—	4,034
デリバティブ取引				
通貨関連	—	547	—	547
負債計	—	547	—	547

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	5,924	—	5,924
長期借入金	—	17,240	—	17,240
負債計	—	23,165	—	23,165

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

連結子会社で発行する社債の時価は、元利金の合計額を同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算出する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、大阪府その他の地域において、賃貸用商業施設等（土地を含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
375	△25	349	2,408

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については不動産鑑定士による「不動産鑑定評価書」の評価額であり、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	農業	農業以外の 化学品	計		
日本	27,019	4,154	31,173	2,006	33,180
アジア	13,231	—	13,231	—	13,231
北米	17,981	19	18,000	—	18,000
中南米	24,229	—	24,229	—	24,229
欧州	21,952	—	21,952	—	21,952
その他	1,040	—	1,040	—	1,040
顧客との契約から生じる収益	105,455	4,173	109,628	2,006	111,635
その他の収益	—	—	—	186	186
外部顧客への売上高	105,455	4,173	109,628	2,193	111,822

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、造園緑化工事、不動産の賃貸、物流サービス、農薬残留分析ほかを含んでおります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「4. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	47,379	46,972
契約資産	134	76
契約負債	384	235

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社においては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,086円21銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 92円32銭 |

(注) 総額法の適用により計上された自己株式については、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

期末の当該自己株式の数445,707株 期中平均の当該自己株式の数467,095株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

2026年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	57,728	流動負債	15,235
現金及び預金	5,922	買掛金	6,861
受取手形	228	電子記録債権	154
商品及び製品	20,991	1年以内返済予定長期借入金	2,241
仕掛品	4,507	未払金	1,129
原材料及び貯蔵品	16,247	未払費用	1,392
前払費用	802	未払法人税等	626
未収入金	5,237	未払事業所税	8
未収消費税	574	未払引当金	1
短期貸付	1,122	賞与引当金	582
貸倒引当金	1,450	役員賞与引当金	100
	100	環境対策引当金	309
	547	営業外電子記録債権	92
	△2	有償支給取引に係る負債	1,365
固定資産	36,398	そのの負債	370
有形固定資産	11,183	固定負債	10,384
建物	8,439	長期借入金	8,439
構築物	914	長期預り金	914
機械装置	153	株式給付引当金	153
車両運搬具	239	繰延税金負債	239
工具器具及び備品	618	環境対策引当金	618
土地	18		
建設仮勘定	12	負債合計	25,619
無形固定資産	1,547	(純資産の部)	
施設利用権	9	株主資本	66,523
ソフトウェア	136	資本金	14,939
投資その他の資産	23,667	資本剰余金	17,235
投資有価証券	12,235	資本準備金	12,235
関係会社株	5,000	その他資本剰余金	5,000
関係会社出資	36,334	利益剰余金	36,334
長期貸付	1,574	利益準備金	1,574
前払年金費用	34,759	その他利益剰余金	34,759
の他金	3,145	別途積立金	3,145
貸倒引当金	31,614	繰越利益剰余金	31,614
	△5	自己株式	△1,986
資産合計	94,127	評価・換算差額等	1,985
		その他有価証券評価差額金	1,985
		純資産合計	68,508
		負債及び純資産合計	94,127

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売 上 高	57,361
売 上 原 価	39,184
売 上 総 利 益	18,177
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	14,084
営 業 利 益	4,092
営 業 外 収 益	1,848
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,659
そ の 他	188
営 業 外 費 用	286
支 払 利 息	160
そ の 他	125
経 常 利 益	5,653
特 別 利 益	98
固 定 資 産 売 却 益	0
投 資 有 価 証 券 売 却 益	98
特 別 損 失	154
固 定 資 産 処 分 損	62
減 損 損 失	85
環 境 対 策 費	6
税 引 前 当 期 純 利 益	5,597
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,105
法 人 税 等 調 整 額	△127
当 期 純 利 益	4,619

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 計
	別 途 積 立 金	繰 上 剰 余 金	繰 下 剰 余 金					
当 期 首 残 高	14,939	12,235	5,000	17,235	1,574	3,145	28,886	33,605
事 業 年 度 中 の 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△1,890	△1,890
当 期 純 利 益							4,619	4,619
自 己 株 式 の 取 得								
自 己 株 式 の 処 分								
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)								
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	-	2,728	2,728
当 期 末 残 高	14,939	12,235	5,000	17,235	1,574	3,145	31,614	36,334

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△2,026	63,755	1,413	1,413	65,168
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△1,890			△1,890
当 期 純 利 益		4,619			4,619
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0			△0
自 己 株 式 の 処 分	39	39			39
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)			571	571	571
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	39	2,767	571	571	3,339
当 期 末 残 高	△1,986	66,523	1,985	1,985	68,508

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価以外のもの
は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等 ……………移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、半製品、仕掛品、原料、貯蔵品……………総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）…定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用して
しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によって
おります。

3. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等は個別に回収可能性を検討して計上して
おります。

(2) 賞与引当金……………従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担額を計上して
おります。

(3) 役員賞与引当金……………役員に対する賞与の支給に備えるため、当期に見合う支給見込額を計上して
おります。

- (4) 退職給付引当金……………従業員退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異の未処理額の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。
- (5) 環境対策引当金……………所有土地の再開発等に伴う土壌改良等に要する支出に備えるため、当事業年度末に必要なと認められた合理的な見積額を計上しております。
- (6) 株式給付引当金……………株式交付規程に基づく取締役等への当社株式の交付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 農薬事業

主に殺虫剤、殺菌剤、殺虫殺菌剤、除草剤、農薬原体の製造及び販売をしております。これらの製品の販売については、製品を顧客に引き渡した時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しておりますが、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、国内の販売においては出荷時点、海外への販売においては船積時点で収益を認識しております。また、農薬事業の収益は、契約に定める価格からリベート、値引き及び返品等を見積りを控除した金額で算定しており、重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

(2) 農薬以外の化学品事業

主にシロアリ薬剤等の木材薬品や外用抗真菌剤等の医薬品の製造及び販売をしております。これらの製品の販売については、製品を顧客に引き渡した時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しておりますが、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

これらの製品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。また、買戻し契約に該当する有償支給取引については、支給先から受け取る対価を収益として認識しておりません。なお、製品の販売契約における対価は、顧客へ製品を引き渡した時点から主として1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしていますので、特例処理を採用しております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度計上額

繰延税金資産1,006百万円と繰延税金負債1,245百万円の相殺後の繰延税金負債（純額）239百万円であります。

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①見積りの算出方法

当社では、将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングを考慮し、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは中期経営計画を基礎としております。

②見積りの算出に用いた主な仮定

将来の課税所得の見積りの基礎となる将来の事業計画における主要な仮定は、販売数量及び製造原価等の予測であります。販売数量及び製造原価等の予測は、主に顧客の需要予測を基に判断しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である販売数量及び製造原価等の予測は、見積りの不確実性が高く、販売数量や製造原価が変化することに伴い、課税所得の見積り額が変動することにより、繰延税金資産の計上額が変動し、税金費用に影響する可能性があります。

2. 関係会社株式等の評価

(1) 当事業年度計上額

関係会社株式16,564百万円、関係会社出資金210百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①見積りの算出方法

当社は、戦略的施策の一環として、グローバルベースで買収・出資等を実施しております。買収・出資等に伴う関係会社株式及び関係会社出資金については市場価格が存在せず、関係会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく下落した場合には、株式評価の減額処理を実施する必要があります。なお、当社は買収により取得した関係会社株式及び関係会社出資金については、実質価額の算定にあたり、超過収益力(のれん相当額)を加味しております。

②見積りの算出に用いた主な仮定

実質価額の算定にあたり加味している超過収益力の算定は、その性質上、判断を伴うものであり、多くの場合、重要な見積り・仮定を使用します。当該超過収益力の算定に使用される仮定は、主として、将来の事業計画に基づいており、将来の販売予測及びそのために必要な設備投資を考慮した製造原価予測を加味しております。販売数量及び製造原価等の予測は、主に顧客の需要予測を基に判断しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

見積りの算出に用いた仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件及び経営環境の変化等が関係会社株式等の評価に不利な影響を与える可能性があります。不利な影響を受けたことにより、将来の事業計画を見直し超過収益力が変動した結果、買収により取得した関係会社株式等の実質価額が著しく下落した場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式等について相当な減額処理を行う可能性があります。

(追加情報)

「連結注記表（追加情報）（業績連動型株式報酬制度）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額
31,746百万円

2. 保証債務

Sipcam Nichino Brasil S.A.の金融機関を引受人とする無担保社債及び借入金に対し債務保証をしております。

4,266百万円

(注) 上記債務保証のうち、当社負担額は2,175百万円です。

3. 関係会社に対する金銭債権債務

金 銭 債 権	8,260百万円
金 銭 債 務	832百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

売 上 高	19,215百万円
仕 入 高	2,747百万円
販売費及び一般管理費	1,740百万円
外 注 費	2,085百万円
営業取引以外の取引高	1,529百万円

2. 環境対策費

当社は、所有土地の再開発等に伴う土壌改良等に要する費用について、「環境対策費」として6百万円を特別損失として計上しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 事業年度末日における自己株式の数
普通株式 3,641,498株

2. 役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項
 - ① 当期首及び当期末の自己株式数に含まれる信託が保有する自社の株式数
当期首 514,982株 当期末 445,707株
 - ② 当期に増加又は減少した自己株式数に含まれる信託が取得又は交付した自社の株式数
増加 0株 減少 69,275株
 - ③ 配当金の総額に含まれる信託が保有する自社の株式に対する配当金額
11百万円

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因

賞与引当金損金算入限度超過額	183百万円
投資有価証券評価損否認	4,288百万円
未払事業税	66百万円
売上値引等	250百万円
環境対策引当金	389百万円
その他	181百万円
繰延税金資産小計	<u>5,360百万円</u>
評価性引当額	<u>△4,353百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>1,006百万円</u>

2. 繰延税金負債の発生の主な原因

その他有価証券評価差額金	913百万円
前払年金費用	332百万円
繰延税金負債合計	<u>1,245百万円</u>
繰延税金負債の純額	<u><u>239百万円</u></u>

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額
子会社	Sipcam Nichino Brasil S.A.	所有 直接50.0%	資金の援助	資金の貸付 (注1)	1,920
				利息の受取 (注1)	29
			債務保証	債務保証 (注2)	4,266
				保証料の受入 (注3)	18

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
2. Sipcam Nichino Brasil S.A.の発行する無担保社債及び借入金に対し債務保証を行っております。なお、当社負担額は2,175百万円であり、取引金額は2026年3月31日現在の債務保証残高であります。
3. Banco Mizuho do Brasil S.A.の無担保社債（1,707百万円、期限2029年7月31日）および株式会社国際協力銀行の銀行借入(2,559百万円、期限2029年7月31日)につき、債務保証を行ったものであり、年率0.5%の保証料を受領しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 874円66銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 58円99銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

日本農業株式会社
取締役会 御中

協和監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 小澤昌志
業務執行社員
代表社員 公認会計士 坂本雄毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本農業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本農業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

日本農薬株式会社
取締役会 御中

協和監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 小澤 昌志
業務執行社員
代表社員 公認会計士 坂本 雄毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本農薬株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第127期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第127期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた「監査等委員会監査等基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を經由した手段も活用しながら、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、取締役会等重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、インターネット等を經由した手段も活用しながら、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）、日本公認会計士協会品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び同監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。また、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人協和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人協和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月12日

日本農薬株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 山 本 秀 夫 ㊟

監 査 等 委 員 戸 井 川 岩 夫 ㊟

監 査 等 委 員 大 島 良 子 ㊟

監 査 等 委 員 大 谷 益 世 ㊟

(注) 監査等委員戸井川岩夫、大島良子及び大谷益世は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。